

島牧村国民保護計画



令和8年(2026年)2月

島牧村

目次(1/2)

第1編 総論

第1章	計画の目的、構成等	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	基本用語の説明	5
第4章	道、村等の責務及び事務又は業務の大綱	7
第5章	村の地域的特性	12
第6章	国民保護計画が対象とする事態	14

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	17
第2章	避難及び救援に関する備え	29
第3章	生活関連等施設の把握等	33
第4章	備蓄等	36
第5章	研修及び訓練	37
第6章	啓発	39

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
第2章	対策本部の設置等	44
第3章	関係機関相互の連携	51
第4章	警報及び避難の指示等	57
第5章	救援	74
第6章	安否情報の収集・提供	83
第7章	武力攻撃災害への対処	87
第8章	被災情報の収集及び報告	106
第9章	保健衛生の確保その他の措置	107
第10章	国民生活の安定に関する措置	109
第11章	交通規制	112
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	114

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	117
第2章	武力攻撃災害の復旧	119
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	120

第5編 緊急対処事態への対処

第1編 総論

第1章 計画の目的、構成等

島牧村（以下「村」という。）は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急処保護措置を、北海道（以下「道」という。）と連携して的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、国民の保護に関する計画の目的、構成等を定める。

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、以下に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、道又は村の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

- (1) 村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 村等が実施する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか、村の区域に係る国民保護措置に関し道知事又は村長が必要と認める事項及び緊急処保護措置の実施に関し必要な事項

2 計画の構成

島牧村国民保護計画（以下「村計画」という。）は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

なお、関係機関等との連絡先については、島牧村地域防災計画の資料編を準用する。

3 村計画の見直し、変更手続

- (1) 村計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされ、北海道国民保護計画（以下「道計画」という。）も国民保護措置に関する研究成果等を踏まえ不断の見直しが行われる。

村計画もこれに合わせ不断の見直しを行い、見直しに際しては道計画に基づき策定す

るとともに、島牧村国民保護協議会の意見を聴取する。

(2) 村計画の変更手続

村計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項及び第35条第8項の規定に基づき、島牧村国民保護協議会に諮問の上、道知事に協議し、その同意を得た後、村議会に報告し、公表等を行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、島牧村国民保護協議会への諮問及び道知事への協議は必要としない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び村計画に基づき、道と連携して、村民及び関係機関と連携協力しつつ国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。このために村が特に留意すべき事項についての基本方針は、以下のとおりである。

1 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

村は、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 放送の自律に対する特別な配慮

村は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、日本赤十字社北海道支部が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

5 国民に対する情報提供

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

8 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

9 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 基本用語の説明

この計画における主な用語は以下のとおりである。

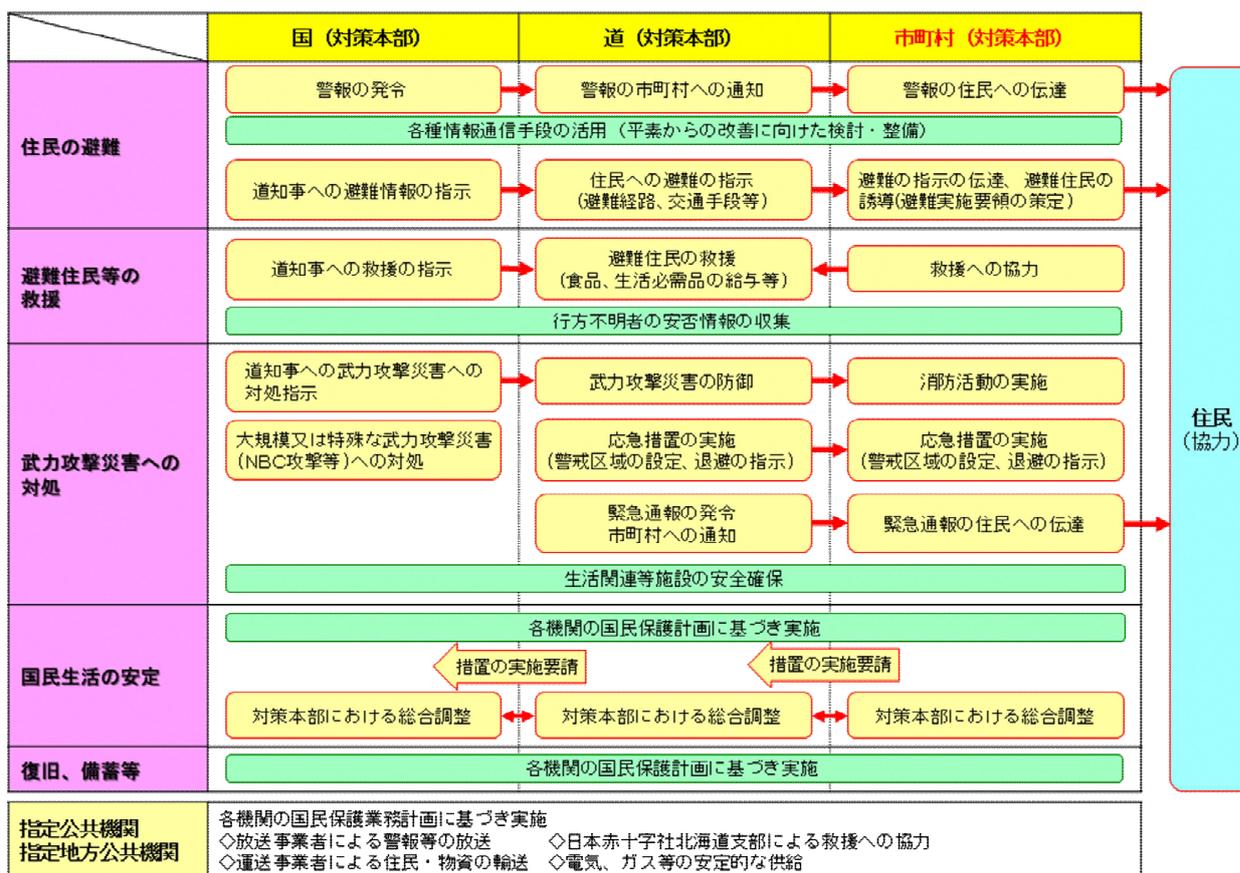
用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急処理事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃からの国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。 （例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本方針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び道計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、道及び村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本方針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	道・村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる

	協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体などの組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年法律第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。 ※島牧村地域防災計画を参照
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて道知事が指定するものをいう。 ※島牧村地域防災計画を参照
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する北海道国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、道知事をもって充てる。
村対策本部	国民保護法に基づき、村が設置する島牧村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し指定する。
村対策本部長	村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、村長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあるとみとめられる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地区の住民が連携し、協力し合って「自らの地区は自らで守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
村民等	村の住民、通勤・通学者、旅行者等、村内にいる全ての者
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等のことをいう。

第4章 道、村等の責務及び事務又は業務の大綱

1 国民保護措置の基本的な仕組み

武力攻撃事態等においては、国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。武力攻撃事態等における国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。



2 道、村等の責務

道、村、指定公共機関及び指定地方公共機関の責務は、以下のとおりである。

(1) [道] の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本の方針に基づき、道が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び道の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するものとしている。

(2) [村] の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本の方針に基づき、村が道と連携して行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び村の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 指定公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施するも

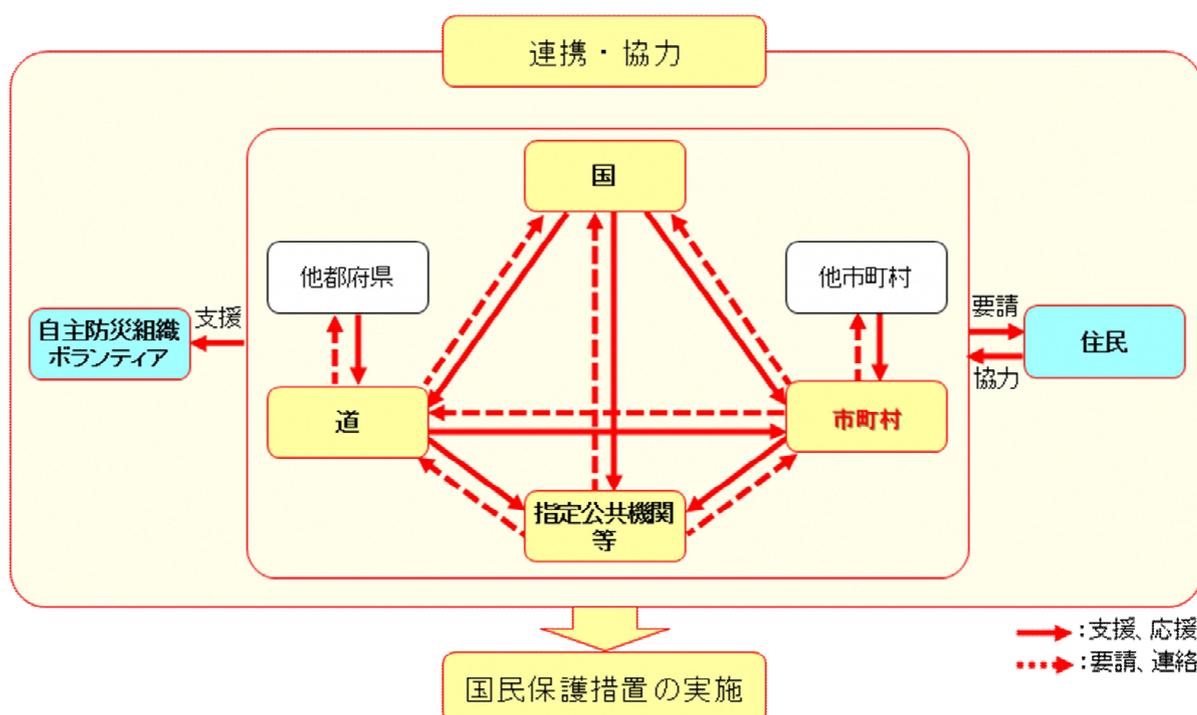
のとされている。

(4) 指定地方公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施するものとされている。

3 関係機関との連携及び協力体制

村は、自らが行う国民保護措置を的確かつ迅速に実施することはもとより、国、道、他市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等と相互に連携・協力し、国民保護措置の実施に万全を期さなければならず、防災のための連携体制を活用し、これら関係機関等との連携・協力体制を整備する。



4 道、村、関係機関等の事務又は業務

国民保護措置等について、道、村、指定地方行政機関及び指定公共機関は、おおむね以下に掲げる事務又は業務を処理する。

[道]

機関名	事務又は業務
道	1 道計画の作成 2 道国民保護協議会の設置、運営 3 道対策本部及び道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する処置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力、

	<p>その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧、その他国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	---

〔村〕

機関名	事務又は業務
村	<p>1 村計画の作成</p> <p>2 村国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 村対策本部及び村緊急処理事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難村民等の誘導、関係機関との調整、その他村民等の避難に関する措置</p> <p>6 避難村民等の救援の補助、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力、その他救援に関する措置</p> <p>7 退避の指示の伝達、警戒区域の設定、消防、武力攻撃原子力災害への対処、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧、村民等の生活の安定に関する措置</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>

〔指定地方行政機関〕

機関名	事務又は業務
共通事項	<p>1 組織の整備、訓練、啓発</p> <p>2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置</p> <p>3 被災情報の収集及び報告</p> <p>4 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>
北海道防衛局	<p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
北海道総合通信局	<p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 北海道地方非常通信協議会の指導育成</p>
北海道財務局 小樽出張所	<p>1 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の要請</p> <p>3 普通財産の無償貸付</p> <p>4 被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立会</p>
函館税関	<p>1 輸入物資の通関手続</p>
北海道厚生局	<p>1 救援等に係る情報の収集及び提供</p>

北海道労働局	1 被災者の雇用対策
北海道農政事務所 企画調整室	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
北海道森林管理局 後志森林管理署	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
北海道開発局 小樽開発建設部	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 農業関連施設の応急復旧
北海道運輸局 札幌運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第一管区海上保安本部 (小樽海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置
北海道地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

[指定公共機関及び指定地方公共機関]

機関名	事務又は業務
共通事項	1 国民保護業務計画の作成 2 組織の整備、訓練 3 被災情報の収集及び報告 4 管理施設の応急復旧に関する措置 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置 6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
放送事業者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民及び緊急物資の輸送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給

郵便事業を営む者	1 郵便の確保
医療機関	1 医療の確保
公共の施設の管理者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日本赤十字社 北海道支部	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 札幌支店	1 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

〔消防〕

機関名	事務又は業務
岩内・寿都地方消防組合消防署島牧支署 島牧消防団	1 武力攻撃災害への対処(救急・救助を含む)に関する事。 2 村民等の避難誘導に関する事。 など

第5章 村の地域的特性

武力攻撃事態等は、村の地域的特性によりその形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。このようなことから、国民保護措置を適切に実施するため、村の地域的特性について、以下のとおり考察する。

1 地形

- (1) 当村は、北海道の西部、後志管内の最南部にあつて、北緯42度41分、東経140度03分に位置し、東西29.7km、南北19.8km、総面積は約437.18km²で後志総合振興局管内では蘭越町(約449.78km²)に次いで2番目の広さを有するが、総面積の88.6%を山林が占める。
- (2) 北海道南西部最高峰の狩場山(1,520m)や大平山(1,190m)など1,000m以上の山岳が後背に位置する。北東部に寿都町、東部に黒松内町、南部にせたな町が接している。

なお、渡島管内 長万部町及び檜山管内 今金町とは隣接しているが、道路はなく直接の通行はできない。

- (3) 日本海に面する海岸線の総延長は約51kmあり、急峻な岩礁地帯が連なるかと思えば、緩やかな弧を描く砂浜が続くなど変化に富んだ景観となっている。その山岳周辺及び海岸線一帯は「狩場茂津多道立自然公園」に指定されている。
- (4) 村内の主要道路は、寿都町とせたな町に通じる海岸沿いの国道229号及び黒松内町に通じる内陸部の道道523号(美川・黒松内線)の2本であるが、それぞれ高波高潮、冬季吹雪による気象の影響を大きく受ける。

開豁地には2級河川である千走川、泊川、大平川、折川が流れ、この4河川の流域に細い平坦地がある。住宅地は、この平坦地や国道229号・海岸沿いに細長く点在しているが、その後背部には急峻な地形が多い。

これらのことから、武力攻撃事態等の様相次第では、村内の各地区又は村自体が孤立化するおそれがあり、避難実施に影響を受ける。

- (5) 村内に漁港は7ヶ所あるが、その水深は3mと浅く、大型船の入港は困難である。近傍町の主要な港湾は、北に岩内港(水深8m)、西に瀬棚港(水深7.5m)がある。
- (6) 村内における鉄筋コンクリート造等の堅牢な建造物は少数であり、地下施設を有する建造物はないが、国道及び道道にはトンネル・覆道が処々存在し、緊急時の避難場所として使用可能である。

2 気象

- (1) 村の位置する北海道西海岸地方は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けて海洋性気候を示し、全体的には強風及び豪雪地帯ではあるが比較的温暖な気候である。

近年の年平均気温は10.0℃、最高気温31.8℃、最低気温が-9.3℃、降水量は年間1,075mm・1日最大29.5mm、降雪量は年間431cm・最大積雪深115cm、年間降雪日数は73日である。

(2) 強風の特徴

低気圧が北海道の北を通過、又は日本海北部を北東進する際は、泊・永豊地区以西において、南南西～西南西の強風が吹く。

低気圧が日本海中部を北東進する際は、沿岸全域において東南東～南南東の強風が吹く。

日本海北部の積丹沖に低気圧、又は冬型の気圧配置の際は、沿岸全域において西から北北西の強風が吹く。

3 その他

(1) 人口

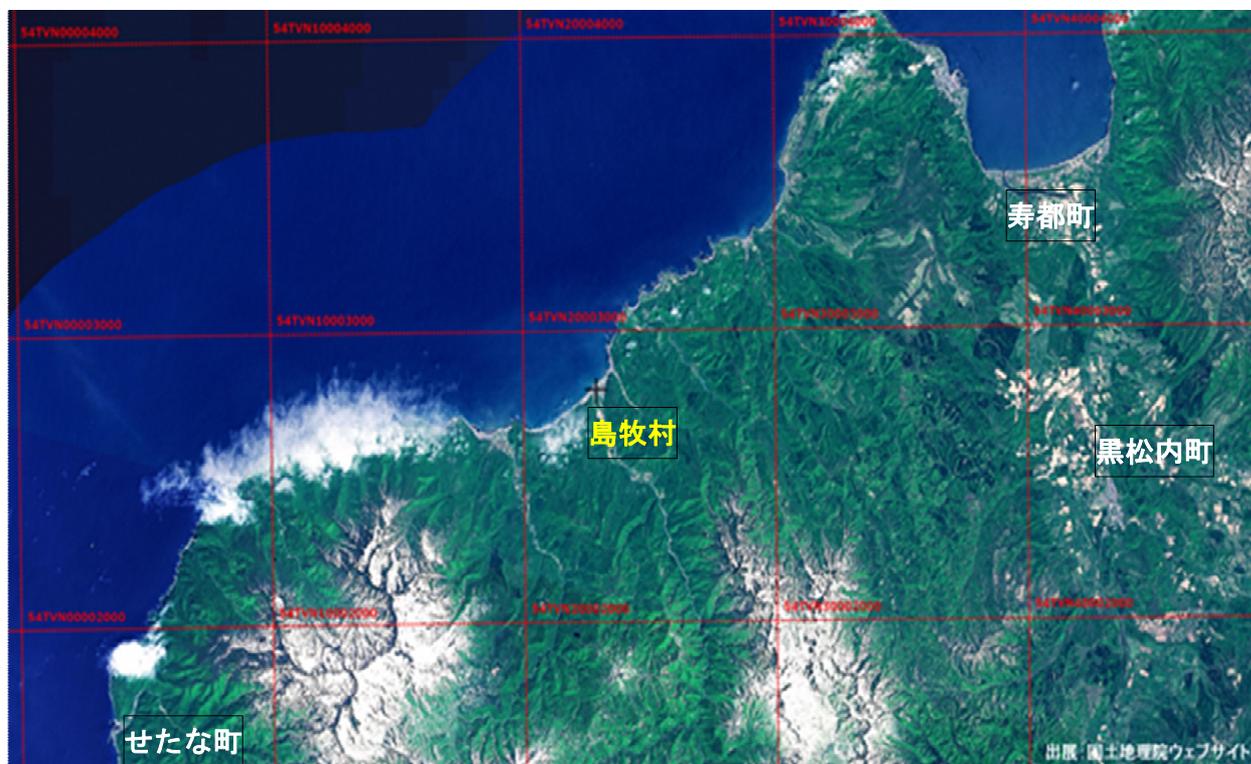
村の15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口いずれも減少傾向にあり、また高齢化率は4割を超えている。

(2) 村内の公共交通はバス（約3本/日）のみであり。予約制ハイヤーもあるが輸送力は限定される。

(3) 原子力事業所等

後志西部の泊村に、北海道電力株式会社が運営する原子力発電所がある。

当村はUPZ（緊急防護措置を準備する区域。概ね半径30km）より遠い区域に位置するが、武力攻撃原子力災害の際、状況によっては、屋内退避の実施を指示される可能性がある。



第6章 国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画においては、以下のとおり基本方針において想定されている「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を対象とする。

1 武力攻撃事態

国の基本方針に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

ア 特性

(ア) 北海道が主侵攻正面となった場合、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も長期に及ぶことが予想される。また敵国の艦船、戦闘機等の集結状況、我が国へ侵攻する艦船等の動き等を勘案して、武力攻撃予測事態において、先行的に住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 侵攻の前後を通じて爆弾やミサイル等による家屋、施設等の破壊、火災等の発生が想定される。

イ 村計画における評価

当村が主侵攻正面となる公算は小さいものと考えられるが、航空攻撃やゲリラ・特殊部隊等の潜入等は想定されることから、状況によっては、先行的かつ広域避難が必要となる。

広範囲にわたる武力攻撃災害が予想されることから、武力攻撃終了後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特性

(ア) 道警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためにあらゆる手段を活用することが予想されることから、事前にその活動を予測又は察知することは困難であり、突発的に災害が生ずることも考えられる。

(イ) 少人数のグループで活動し、使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭く限定的なものと予想されるが、攻撃目標の種類によっては2次被害の発生、被害の拡大も考えられる。また、ダーティーボムが使用される場合もある。

イ 村計画における評価

当村が直接の攻撃目標となる公算は小さいものと考えられるが、ゲリラ・特殊部隊の潜入の拠点となる可能性はある。

潜入したゲリラ・特殊部隊が村民に危害を及ぼすおそれがある場合は、道警察、第一管区海上保安本部及び自衛隊等と連携して、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等の対応を行う。

事態の状況により、道による緊急通報の発令、道又は村による避難の指示、警戒区域の設定な時宜に応じた措置を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特性

- (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、かつ弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することも困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応も大きく異なる。
- (イ) 通常弾頭の場合は、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限されるものと考えられるが、着弾はなくとも、飛翔体からの落下物（デブリ）に有害物質が含まれているおそれがある。

イ 村計画における評価

当村が直接の攻撃目標となる公算は小さいものと考えられるが、アクシデントによる弾道の変更、飛翔中の爆発等による破片（デブリ）の落下等が予想される。いずれにしても発射後短時間で着弾又は落下することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。

(4) 航空攻撃

ア 特性

- (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的可能であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標を特定することは困難である。
- (イ) 航空攻撃を行う敵国の意図及び弾種等により異なるが、その威力を最大限に発揮させるためには、都市部やライフライン等のインフラ施設が攻撃目標となる。
- (ウ) 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることが予想される。

イ 村計画における評価

当村の住宅地や生活関連等施設が直接の攻撃目標となる公算は小さいものと考えられるが、風力発電施設及びその関連施設が攻撃目標となる可能性は否定できないその場合は、攻撃の目標地点を限定されずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある

2 緊急処理事態

国の基本方針に基づき、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とするが、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含む。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所等の破壊、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊）
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破）
- ウ 村計画における評価

- (ア) 泊村の原子力発電所が攻撃を受けた場合、大量の放射性物質等が放出され、気象状況によっては、村民が被ばくするおそれがある。また、汚染された飲食物を摂取した村民が被ばくするおそれもある。

(イ) 沿岸を航行中の危険物積載船が攻撃を受けた場合、危険物の拡散による村民への被害が発生するおそれがある。また、漁港等の閉塞、水産物等の汚染のおそれがある。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（ダーティボム等の爆発による放射性物質等の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来）

ウ 村計画における評価

(ア) アについては、いずれの可能性も否定できない。

放射性物質等については、放射線によって人体の正常な細胞機能がかく乱されると、後年ガン発症のおそれがある。

生物剤については、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。

化学剤については、地形や気象の影響をうけて風下方向に拡散する。化学剤の種類により、においのあるもの、無臭のものがある。

(イ) イについては、自爆テロについては当村における発生の公算は小さいものと考えられる。

弾道ミサイル等については、武力攻撃事態の弾道ミサイル攻撃に準じる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、部・課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の部・課等における平素の業務

村の部・課等は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【村の部・課等における平素の業務】

部・課等	平素の業務
総務経済部	1 複数の課等にまたがる業務を調整又は統制すること。
総務課	1 村国民保護協議会等の運営に関すること。 2 村計画の策定に関すること。 3 避難施設の指定に関すること。 4 警報及び緊急通報の伝達に関すること。 5 国民保護に関する情報の収集に関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。 7 村対策本部に関すること。 8 特殊標章等(赤十字標章等を除く。)の交付等に関すること。 9 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。 10 国民保護に関する啓発に関すること。 11 安否情報の収集体制の整備に関すること。 12 国民保護対策予算その他財政に関すること。 13 その他特命事項に関すること。
企画産業課	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 通信体制の整備に関すること。 3 村民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること。 4 農林業、水産業等関係団体との連絡調整に関すること。 5 農林業、水産業等施設等の把握及び対策に関すること。 6 商工会等との連絡調整に関すること。 7 運送事業者との連絡調整に関すること。 8 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること。 9 その他特命事項に関すること。
住民課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。 2 廃棄物処理に関すること 3 ご遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること 4 危険動物及びペット動物の対策に関すること。 5 その他特命事項に関すること。

福祉課	1 生活関連物資等の受給等の調整に関すること。 2 救援物資の調達体制の整備に関すること。 3 避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 4 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 5 生活関連等施設の把握・対策に関すること。 6 日本赤十字北海道支部との連絡調整に関すること。 7 赤十字標章等（特殊標章等を除く。）の交付等に関すること。 8 ボランティア等の支援に関わる調整に関すること。 9 その他特命事項に関すること。
施設課	1 建設水道関係団体との連絡調整に関すること。 2 道路、水道等施設の把握及び対策に関すること 3 被災者住宅の再建支援に関すること。 4 住宅融資など相談窓口の開設に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
教育委員会	1 小・中学校等への警報の伝達体制の整備に関すること。 2 児童・生徒の安全指導に関すること。 3 文教施設等の保全に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 その他特命事項に関すること。

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、及び武力攻撃事態等に対処するために、島牧村地域防災計画において定める「村の職員の配備」に準じて、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の整備

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があると認めた場合、岩内・寿都地方消防組合消防署島牧支署（以下「消防島牧支署」という。）等との連携を図りつつ当直等を配置するなど、速やかに村長及び所要の管理職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を整備する。

(3) 村の体制及び職員の配備基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その配備人員等を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

区分	体制	配備人員
事態認定前	村の部・全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	・部長、各課長等及び総務課管理職員による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る人員 ・状況により、第2非常配備に移行し得る人員
	村の部・全課等での対応が必要な場合	・部長、各課長等及び関係各課等の管理職員等による情報収集・連絡活動及び応急対策を実施し得る人員 （緊急事態連絡室の要員）

事態認定後	場合 村対策本部設置の通知がない	村の部・全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、各課長等及び総務課管理職員による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る人員 ・状況により、第2非常配備に移行し得る人員
		村の部・全課等での対応が必要な場合	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、各課長等及び関係各課等の管理職員等による情報収集・連絡活動及び応急対策を実施し得る人員（緊急事態連絡室の要員） ・状況により、第3非常配備に移行し得る人員
	村対策本部設置の通知を受けた場合		第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての村職員（村対策本部の要員）

緊急事態連絡室及び村対策本部の組織、機能等については、それぞれ第3編第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」、同第2章「対策本部の設置等」による。

(4) 管理職員への連絡手段の確保

村の管理職員は、参集時の連絡手段（電話・メール等）として、携帯電話等を常時携帯する。

(5) 管理職員の参集が困難な場合の対応

村の管理職員が、交通の途絶、職員自身や家族等の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、配備予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなど、状況に応じて職員を確保する。なお、村長(本部長)、副村長(副本部長)、各課長等の代替職員については、以下のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
村 長(本 部 長)	副村長	教育長	総務経済部長
副村長(副本部長)	教育長	総務経済部長	(当時の状況による。)
各課長等	在庁の各課等上席吏員の順とする。		

(6) 職員の所掌事務

各課長等は、第1非常配備～第3非常配備の各体制ごとに、配備した職員の行うべき所掌事務を指示する。

(7) 交代要員等の確保

村対策本部を設置した場合、その機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の確保、自家発電設備の確保、仮眠所等の確保に努める。

3 消防の体制等

(1) 消防島牧支署における体制

消防島牧支署は、岩内・寿都地方消防組合の参集基準等に基づき、消防島牧支署に

おける初動体制を整備するとともに、消防吏員の参集基準を定める。

その際、村は、消防島牧支署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防島牧支署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

ア 村は、消防団が避難村民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携して、村民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、道と連携して、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

イ 消防島牧支署は、島牧消防団の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他国民(村民)の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するとともに、村民からの問い合わせに対応するため、手続項目ごとに以下のとおり担当課を定める。また、必要に応じ、道の窓口、外部の専門家等の協力を得ることなどにより、権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民(村民)の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	手続項目	担当課
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資(医薬品、食品等)の収用に関する事 こと。 (法第81条第2項)	福祉課
	特定物資(医薬品、食品等)の保管命令に関する事 こと。 (法第81条第3項)	福祉課
	土地等の使用に関する事 こと。 (法第82条)	施設課
	応急公用負担に関する事 こと。 (法第113条第1項・5項)	総務課
	車両等の破損措置に関する事 こと。 (法第153条において準用する災害対策基本法(昭和36年法 律第223号)第76条の3第2項後段)	総務課
実務弁償 (法第159条 第2項)	医療の実施の要請等に関する事 こと。 (法第85条第1、2項)	福祉課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1 項)	住民課
	医療の実施の要請等に関する事 こと。 (法第85条第1、2項)	福祉課
	不服申立てに関する事 こと。(法第6条、175条)	総務課
	訴訟に関する事 こと。(法第6条、175条)	総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

ア 村は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ 村は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

道は、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ることとしている。

村も同様に行う。

(3) 関係機関相互の意思疎通

道は、「避難」「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るとしており、村は個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り人的なネットワークを構築する。

この場合において、それぞれの国民保護協議会の部会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 道と市町村等との連携

(1) 連絡先の把握等

ア 道は、区域内の市町村との緊密な連携を図るとしている。

連絡先は、道計画又は地域防災計画の資料編によるが、定期的に最新の情報への更新を行うとしている。

イ 道・村は、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、連携が必要な事項について調整する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

道は、市町村が行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村に代わって行う場合に備え、あらかじめ調整を図るとしている。

(3) 村計画の協議

村は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 寿都警察署（以下「寿都警察」という。）・北海道警察（以下「道警察」という。）との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、寿都警察（道警察）と必要な連携を図る。

(5) 市町村間の連携

ア 道は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性を図るとしている。

イ 村は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施に関する応援について、道及び市町村相互の連携を図る。

(6) 消防機関の連携体制の整備

道は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、道の区域の消防機関との調整や応援体制の整備を図るとしている。また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握するとしていることから、村も同様に行う。

(7) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と市町村は連携して地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報収集と提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実活性化を図る。

また、道は連携して消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮するとしている。

3 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

ア 道は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとしており、連絡先は、道計画又は各地域防災計画の資料編によるが、定期的に最新の情報への更新を行うとしている。

イ 村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

道は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、災害時における物資の供給に関する協定等に基づき、避難住民等の救援の実施について関係事業者等との連携を図るほか、必要な連携体制の整備を図るとしている。また、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るとしていることから、村も同様に行う。

4 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び地区会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

5 村民等の協力

村民等は、道や村等が実施する国民保護措置について協力の要請があった場合、自発的な意思に基づき、その協力を努める一方、自らも近隣村民等とのコミュニケーションづくりに努め、平素から食料や飲料水等を備蓄するなど、自助・共助の精神に基づき備えていくよう努めることが期待される。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

また、特に対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、迅速に警報を通知、伝達するためのシステム整備の充実が必要であることから、道は災害等における非常通信体制や情報通信手段を活用するとともに、国との連携等による通信体制の整備を行うとしている。

1 非常通信体制の整備

道は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図るこ

と等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮するとしていることから、村も同様に行う。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

(1) [道]

道は、災害時等の情報収集・連絡体制のため整備している有線・無線、地上系・衛星系等による多ルート化や関連装置の二重化、停電等に備え確保している非常用電源を活用し、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うとしている。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意するとしている。

ア 施設・設備面

武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

イ 運用面

- (ア) 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (イ) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- (ウ) 担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- (エ) 国民に情報を提供するに当たっては、避難行動要支援者等、情報の伝達に際し配慮を要する者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

(2) [村]

村は、以下の事項に留意して体制の整備を図る。

ア 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 通信設備の定期的な点検

ウ 消防島牧支署と連携して、夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに平素から情報収集・連絡のための通信体制の整備を図る。

エ 管理職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、管理職員が被害を受けた場合他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

オ 村民等に情報を提供するに当たっては、IP告知システム、島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車等を活用するとともに、避難行動要支援者等、情報の伝達に際し配慮を要する者に対しても情報を伝達できるよう、道と連携して必要な検討を行う。

3 国と道との連携等による通信体制の整備

道は、迅速に国民保護措置に関わる情報を発する方法として、北海道総合行政情報ネットワーク（L G W A N）・北海道防災情報システムなどによる一斉指令（音声・F A X・メール等）や電子メール等の利用による情報提供を行うほか、国における緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の

様々な通信手段との連携を図るなど通信体制の充実に努めるとしている。

4 道警察による通信の確保

道警察は、北海道警察情報通信部、道及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するとされている。

第4 情報収集・提供等の体制整備

道は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知〔道〕及び伝達〔村〕、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため情報の収集及び提供の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定めていることから村も同様に定める。

1 基本的考え方

(1) 情報の収集及び提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関との情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 道警察における体制の整備

道警察は、その保有する手段を活用して、迅速な情報の収集及び連絡を可能とする体制を整備するとされている。

2 警報等の通知・伝達に必要な準備

(1) 〔道〕

ア 国の対策本部が発令した警報が消防庁から通知されたとき、道が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関は、道計画によるものとしている。

イ 道は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行うとしている。

ウ 道警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう市町村との協力体制を構築するとされている。

(2) 〔村〕

ア 村は、IP告知システム、島牧村スマホアプリ「うしお通信」、緊急速報メール、広報車などを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方行政機関との協力

連携の強化等により迅速な情報提供システムの充実に努め、村民等に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)等のほか、北海道総合行政情報ネットワーク(北海道防災情報システム)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用する。

イ 村は、武力攻撃事態等において、村民等に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、寿都警察(道警察)との協力体制を構築する。また、必要に応じて小樽海上保安部との協力体制を構築する。

ウ 国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)を訓練等の機会を活用して村民等に周知を図る。

エ 村は、区域内に所在する小・中学校、総合福祉医療センター、社会福祉施設、事業所等多数の者が利用又は居住する施設に対する警報の伝達について、道との役割分担も考慮して定める。

オ 事業所等からの協力の確保

村は、道と連携して、「共助」の活動の実施が期待される事業所等が、警報の内容の伝達や村民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業所の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

道及び村は、国(消防庁)が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」(以下「安否情報システム」という。)等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

道及び村が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷した住民の安否情報は、以下のとおりである。

原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、道は国(消防庁)に報告することとしており、村も同様に報告する。

【収集・報告すべき項目】

収集項目	避難住民 負傷住民	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥の他、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明な場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷（疾病）の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先、その他の必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
	死亡住民	（上記①～⑦に加えて） ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ ご遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先、その他の必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

ア〔道〕

道は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告し、及び提供することができるよう、道における安否情報の担当をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報を支援する立場であることから、あらかじめ市町村の安否情報収集体制を把握するとしている。

イ〔村〕

(ア) 村は、安否情報を円滑に収集し、整理、報告及び提供することができるよう、第3編第2章「対策本部の設置等」に基づき、村における安否情報の整理・回答担当等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(イ) 村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、小・中学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(3) その他、第3編第6章「安否情報の収集・提供」による。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 〔道〕

ア 道は、被災情報の収集、整理、及び国への報告等を適時かつ適切に実施するためあらかじめ被災情報の収集及び報告に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の

整備を図るとしている。

イ 道は、市町村に対し、被災情報の報告を所定の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関して収集した被災情報を速やかに道に報告するよう周知するとしている。 なお、この場合において、放送事業者である指定地方公共機関が道に報告する被災情報は、その管理する施設及び設備に関するものであり、報道機関として行う取材・報道活動によって得られた情報は含まれないものとされている。

(2) [村]

ア 村は、被災情報の収集、整理及び道への報告等を適時かつ適切に実施するため、第3編第2章「対策本部の設置等」に基づき、情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)							
						年 月 日 時 分	
						島 牧 村	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 島牧郡島牧村字 ()							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行方 不明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
島牧村							
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			
島牧村							

イ 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じてその育成に努める。

第2章 避難及び救援に関する備え

国の対策本部から道に対して避難措置の指示及び救援の指示があった際は、道の指示により所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する準備事項

(1) [道]

ア 道は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、道の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するとしている。

また、冬季は積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握について特に留意するとしている。

イ 道は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ必要な助言を行うとしており、この場合において道警察も避難経路の選定等について必要な助言を行うとされている。

(2) [村]

ア 村は、迅速に避難村民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、冬季は積雪により道路が寸断され、孤立する地区が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

イ 近隣の町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣の町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

ウ 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

村は、避難村民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、全庁的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

エ 事業所等からの協力の確保

村は、避難村民等の誘導時における事業所等の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら事業所等の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

オ 学校や事業所との連携

村は、学校や事業所等における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所等单位により集団で避難することを踏まえて、平素から、事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

カ 村は、道及び関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防島牧支署、寿都警

察、小樽海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合、避難行動要支援者の避難方法等について配慮する。

2 救援に関する準備事項

(1) [道]

ア 道は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、道の区域内の収容施設（避難行動要支援者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を含む。）関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備するとしている。また、冷暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握について特に留意するとしている。

イ 道は、避難住民に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時的設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行うとしている。

ウ 道は、医療関係団体等に対し救護班（医師、看護師、助産師等で構成する。以下同じ。）の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定めるとしている。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努めるとしている。

(2) [村]

ア 村は、道から救援の実施に関する事務の一部を行うことがあることから、道と調整して迅速かつ適切に措置を実施できるよう、村内の収容施設（避難行動要支援者を収容する福祉避難所、社会福祉施設、宿泊施設等を含む。）、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。この際、冷暖房器具や小型エンジン発電機等の備蓄状況の把握に留意する。

イ 村は、道から救援の一部の事務を当該村において行うこととされた場合や、村が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

(1) [道]

道は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに国と連携して、運送事業者である指定公共機関等の関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めるとしている。特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、鉄道や船舶を活用した運送の実施体制について検討を行なうとしている。

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や北海道運輸局等からの聴き取り等により、運送事業

者の輸送力について把握するとしている。

イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北海道運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握するとしている。

ウ 武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て適切な運送経路の把握に努めるとしている。

(2) [村]

村は、道と連携して、村の区域及びその周辺の運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難村民等及び緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

ア 近隣市町村等への運送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を道と連携して把握する。

イ 武力攻撃事態等における避難村民等及び緊急物資の運送を円滑に行えるよう、近隣市町村等への輸送に係る経路を道と連携して把握する。

4 道警察による交通の確保に関する体制等の整備

道警察による交通の確保に関する整備事項は、以下のとおりとされている。

- (1) 武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。
- (2) 武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。
- (3) 武力攻撃事態等において、道公安委員会が行う緊急通行車両に係る事前届出・確認を行う。
- (4) 交通規制状況等に関する情報を道路管理者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 道による避難施設の指定

- (1) 道は、村の人口や防災のための避難場所の指定状況等、村の地域の実情を踏まえ、村と連携して避難施設の指定を行うとしている。

避難施設の指定に当たっての留意事項は以下のとおりである。

ア 避難所として学校、地区会館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮するとしている。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物を指定するよう配慮するとしている。

ウ 事態において避難施設に住民等を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地区に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮するとしている。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮するとしている。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避

- 難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮するとしている。
- カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮するとしている。
- キ 避難時期や避難の長期化により冬季において使用することも想定されるため、除雪体制や暖房設備が整備されている施設を指定するよう配慮するとしている。
- (2) 避難施設の指定手続き
- ア 道は、避難施設を指定する場合は、村・施設管理者の同意を文書等により確認するとしている。また避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を村・施設管理者に対し文書等により通知するとしている。
- イ 村・施設管理者は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。
- (3) 避難施設の廃止、用途変更等
- 村・施設管理者は、避難施設として指定を受けた施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難村民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、道に届け出る。
- (4) 避難施設データベースの共有
- ア 道は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告するとしている。
- イ 道は、避難施設の変更があった場合は、国に報告するとしている。同様に、村は道に報告する。
- (5) 市町村及び住民等に対する情報提供
- 道は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供するとしている。また住民等に対しても、道警察、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所・連絡先等、住民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知するとしている。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等において、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) [道]

道は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理している。

また、道警察や第一管区海上保安本部に対し、これら生活関連等施設に関する情報を提供して連携の確保に努めるとしている。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模

【施設の種類及び所管官庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) [村]

ア 村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

イ また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)

に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

道は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管官庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、道警察及び第一管区海上保安本部等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、合わせて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備するとしている。この場合において、道は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築するとともに、これを活用して平素より関連情報の共有に努めるとしている。

(2) 管理者に対する要請等

ア〔道〕

(ア) 道は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請するとしている。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき安全確保措置について定めることに留意するとしている。

(イ) 道警察は、道、村もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うとされている。

イ〔村〕

村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

第2 道・村が管理する公共施設等における警戒

道が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者として、以下のとおり予防対策について定めていることから、村も同様に定める。

1 警戒の方針

(1)〔道〕

道は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施するとしている。ただし、公の施設においてその管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者が道又は道教育委員会の意見を聴いて措置を実施するとしている。

(2)〔村〕

村は、管理する公共施設等における警戒等についても、道の措置に準じて実施する。この場合、寿都警察（道警察）との連携を図る。

2 警戒等の内容

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員等による見回り・点検、ポスター・ホームページの掲示等による利用者への広報啓発などを実施するほか、関係省庁からの諸通知に沿った対応を実施する。

第4章 備蓄等

国民保護措置の実施に必要な備蓄物資・資材等について、以下のとおり定める。

1 物資及び資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

道は、食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など住民等の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、北海道地域防災計画において定める備蓄品や備蓄基準等を踏まえ、備蓄又は調達体制を整備するとしており、村も同様に島牧村地域防災計画において定める備蓄品や備蓄基準等を踏まえ、備蓄又は調達体制を整備する。また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材についても備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な備蓄物資・資材等

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

(3) 備蓄・整備における連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 備蓄物資・資材等を管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

道は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検するとしていることから、村も同様に整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

道は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるとしていることから、村も同様に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

道は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるとしていることから、村も同様に努める。

第5章 研修及び訓練

村職員は、村民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 国・道等による研修の活用

村は、国・道等が作成する国民保護に関する教材や資料、eラーニング等を活用し、多様な方法により職員の研修を行う。また、道と連携し、島牧消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(3) 外部有識者等による研修

村は、村職員等の研修の実施に当たっては、国・道の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察・消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

ア [道]

道は、区域内の市町村とともに、国、他の都府県、関係機関等と協同するなどとして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図っており、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、第一管区海上保安本部、消防、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に、資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めている。

イ [村]

村は、近隣町村、道、国、関係機関等と共同するなどとして、国民保護措置についての訓練を実施して、武力攻撃事態等における対応能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 〔村〕による訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練の内容になるよう努める。また、村の地域的特性を考慮しつつ防災訓練における実施項目を参考にして、以下に示す訓練を実施する。

- ア 村対策本部を迅速に設置するための村職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の内容の伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 〔村〕による訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、村民等の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 地区会、自主防災組織などと連携し、村民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、村民等の参加が容易となるよう配慮する。

オ 小・中学校、医療・社会福祉施設、事業所等の施設の管理者に対しては、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 歩行者又は車両の通行を制限する必要がある場合は、寿都警察（道警察）と調整して、標示の設置、警察官等による指示を行う。

第6章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

道は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するとしている。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法による啓発に努めるとしていることから、村も同様に努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

道は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行うとしていることから、村も同様に努める。

(3) 学校における教育

道の教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害時の安全対応能力育成のため、道立・村立の学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育に努めるとされていることから、村の教育委員会も同様に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

ア 道は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村に対する通報義務、不審物等を発見した場合の通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図り、弾道ミサイルの飛来の場合やテロ等が発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき住民に対し周知するよう努めるとしている。

イ 村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して村民等への周知を図り、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに村民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、村民等に対し周知するよう努める。また、日本赤十字社、道、消防機関等などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

道警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止）、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底を図るとされている。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市町村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、懸かる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置

危機の内容【パターン】を踏まえて、以下のとおり対応する。

【パターンA】

大規模な事故災害、原子力災害等、「地域防災計画」の想定に該当する場合（※）

※ 対象となる被害の原因が明らかでない、又は武力攻撃によるものではない場合で、かつその被害の態様が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害に該当する場合

(1) 〔道〕

北海道地域防災計画に基づき、災害対策本部等を設置するとしている。

(2) 〔村〕

島牧村地域防災計画に基づき、災害対策連絡本部等を設置する。

【パターンB】

北海道が策定する危機管理マニュアルの想定に該当する場合

(1) 〔道〕

危機管理マニュアルに基づき、対策本部等を設置するとしている。

(2) 〔村〕

道の体制に応じて、所要の体制をとる。

【パターンC】

パターンA及びパターンB以外の危機で、道民の生命や財産に重大な被害・損失を与える緊急事態発生のおそれ、又は緊急事態が発生した場合

(1) 〔道〕

道は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握し、北海道緊急事態連絡室（以下「道緊急事態連絡室」という。）及び(総合)振興局緊急事態連絡室を設置するとしている。

(2) 〔村〕

ア 村は、村民等からの通報、道からの連絡、その他の情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、道、寿都警察署（道警察）、消防島牧支署に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、島牧村緊急事態連絡室（以下「村緊急事態連絡室」という。）を設置する。

イ 組織等

(ア) 村緊急事態連絡室の構成は、村長を連絡室長とし、副村長、教育長、総務経済部長、各課長等、消防島牧支署長、防災対策室長、その他対処に不可欠な職員をもって構成する。

(イ) 村緊急事態連絡室は、道・後志総合振興局緊急事態連絡室と連携して情報の整理を行うとともに、寿都警察（道警察）、消防島牧支署、自衛隊等の関係機関との情報共有に努める。

(ウ) 村緊急事態連絡室を設置した場合は、IP告知システム、島牧村スマホアプリ「うしお通信」等により村民等に周知する。

2 事態認定前における初動措置

(1) 〔道〕

ア 道は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析して被害の最小化を図るとしている。

イ 道は、事案に伴い発生した災害への対処に関して必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都府県に対し支援を要請するとしている。

ウ 道は、事案の規模や収集した情報から人命又は財産の保護のため、必要があると認め、かつ国の事態認定を待ついとまがなく自衛隊の支援が必要な場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するとしている。

(2) 〔村〕

村は、消防島牧支署等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、村緊急事態連絡室を設置した旨を道に報告する。この場合、村緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防島牧支署等との通信を確保する。

3 初動対処の確保

(1) 村は、村緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防島牧支署等による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消

防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、国、道等から入手した情報を消防島牧支署等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

- (2) 村は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

村は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 対策本部に移行する場合の調整

(1) [道]

道は、道緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、道に対し対策本部を設置する旨の指定の通知があった場合は、直ちに道対策本部を設置するとともに、(総合)振興局に地方本部を設置して新たな体制に移行するとしている。

(2) [村]

村は、村緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、村に対し村対策本部を設置する旨の指定の通知があった場合は、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、村緊急事態連絡室は廃止する。

6 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から道を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は村緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村は、情報連絡体制の確認、村職員の参集体制の確認、関係機関ととの通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 対策本部の設置等

対策本部を設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1〔道〕

(1) 道対策本部の設置は以下の手順により行うこととしている。

① 道知事による道対策本部の設置

道知事は、次の場合、直ちに危機対策局内に道対策本部を設置する。

- ・国民保護法第25条第2項の規定により対策本部を設置すべき都道府県として指定されたことの通知を受けたとき。
- ・国民保護法第26条第1項の規定及び第2章1の(2)の定めにより内閣総理大臣に対し指定の要請を行い、指定の通知を受けたとき。

② 職員の参集

危機対策局は、「北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例」(平成17年北海道条例第2号)及び「北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部運営要綱」に基づき対策本部員等に対し、道対策本部に参集するよう連絡するとともに、職員の参集基準に基づき職員を参集させる。

③ 地方本部の設置

道知事は、道対策本部を設置したときは関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に地方本部を設置する。

④ 道対策本部の開設

危機対策局は、道対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

道知事は、道対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を報告するとともに道のホームページ等を活用して一般に周知する。

【通知先】

道議会、指定地方公共機関及び道内に本拠を置く指定公共機関

⑤ 交代要員等の確保

道知事は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保、食料・燃料等の確保、自家発電設備の確保、仮眠施設の確保など対策本部の運営に支障のない態勢を整える。

⑥ 本部の代替機能の確保

道知事は、本庁舎が被災した場合等道対策本部を危機対策局内に設置できない場合、又は、事態の状況により本庁舎に設置した対策本部を維持できない場合、あらかじめ指定した施設の中から、被災状況を勘案して本部の設置場所を決定する。

また、道の区域を越える避難が必要で、区域内に道対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と道対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 対策本部の指定の要請等

道知事は、道が対策本部を設置すべき指定を受けていない場合で、道における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合、又は道内の市町村の長から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合には、消防庁を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うよう要請するとしている。

2〔村〕

(1) 村対策本部の設置は、以下の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び道知事を通じて対策本部を設置すべき旨の指定の通知を受ける。

② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。

緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替える。

③ 村対策本部の要員参集

・総務課長は、村長の配備体制の決定に基づき、副村長、総務経済部長及び各課長等に対し、村対策本部の設置及び配備体制を通知する。

・各課長等は、上記通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。

・各職員は、所属の課長等の指示に基づき、所定の配備につく。

④ 村対策本部の開設

・村は、役場庁舎内に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、関係機関との通信手段（電話、FAX、電子メール等）を確認する。

・村は、村対策本部を設置したときは、村議会及び関係機関等に連絡するとともに村民等に周知する。

⑤ 本部の要員交代態勢等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、本部の要員交代態勢を定めるとともに、食料、燃料等の確保、自家発電設備及び仮眠設備の確保等、村対策本部の運営に支障のない態勢を整える。

⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等村対策本部を役場庁舎内に設置できない場合又は事態の状況により役場庁舎内に設置した村対策本部を維持できない場合、あらかじめ指定した施設の中から、被災状況を勘案して設置場所を決定する。また、村の区域外への避難が必要で、村の区域外に村対策本部を設置することができない場合には、道対策本部（後志地方対策本部）と村対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 村対策本部設置の要請等

村は、村対策本部を設置すべき指定を受けていない場合で、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、道を経由して国（内閣総理大臣）に対し、指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織等

ア 組織

村対策本部の組織は、以下のとおりとする。

- (ア) 本部長 : 村長
- (イ) 副本部長 : 副村長、教育長、総務経済部長
- (ウ) 本部員

【村対策本部の組織構成】

班	班長	副班長	班員
総務班	総務課長	出納課長 総務課主幹 (総務係長) 防災対策室の長	総務課職員 出納課職員
広報班	企画産業課長	企画産業課主幹 (企画情報係長)	企画産業課職員
民生班	住民課長	住民課主幹 (住民係長)	住民課職員
福祉班	福祉課長	診療所事務長 福祉課参事・主幹	福祉課職員 島牧診療所職員 島牧保育所職員
産業班	企画産業課長 又は企画産業課 主幹	企画産業課主幹 (農林係長) (水産係長)	企画産業課職員 農業委員会事務局員
建設班	施設課長	施設課主幹 (土木係長) (水道係長)	施設課職員
教育班	教育次長	教育委員会主幹 給食センター長 (学務管理係長)	教育委員会 学校給食センター職員
支援班	議会事務局長		議会事務局職員

- イ 本部長、副本部長及び班長の代替職員については、第2編第1章2「村職員の参集基準等」による。

【武力攻撃事態等における各班の主な役割】

班	主な役割	構成課等
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 村緊急事態連絡室及び村対策本部に関すること。 2 村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関すること。 3 村長が行う国民保護措置の調整に関すること。 4 自衛隊派遣の求めに関すること及び派遣自衛隊部隊との連絡調整に関すること。 5 緊急消防援助隊の派遣要求及び受入等広域応援に係る調整に関すること。 6 武力攻撃災害関係予算及び緊急費用の支出に関すること。 7 村有財産の被害調査等に関すること。 8 運送事業者との連絡調整及び要請に関すること。(※産業班(企画産業課)と連携して実施) 9 避難の指示の通知・伝達に関すること。 10 各班の連絡調整に関すること。必要に応じ、複数の班にまたがる業務を統制すること。 11 その他特命事項に関すること。 	<p>総務課 (防災対策室) 出納課</p>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 被災状況や村対策本部における活動内容の公表に関すること。 3 各地区会等との連絡調整に関すること。 4 通信手段の確保に関すること。(村民等に対する警報等の伝達・通知の手段に関すること。) 5 被災報道記事及び被災状況写真等収集に関すること。 6 その他特命事項に関すること。 	<p>企画産業課</p>
民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難村民等の救援(避難施設の管理体制等)に関すること。 2 廃棄物処理に係る調整に関すること。 3 塵芥の収集、し尿汲み取りに関すること。 4 ペット動物の収容調整に関すること。 5 ご遺体の収容及び埋設・火葬に関すること。 6 税の減免についての資料収集に関すること。 7 その他特命事項に関すること。 	<p>住民課</p>
福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の供給及び炊き出しに関すること。 2 救援物資の調達及び配布に関すること。 3 高齢者・障害者その他特に配慮を要する者の援護に関すること。 4 保育所園児の保護に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 7 ボランティア等の支援に関わる調整に関すること。 8 応援救護対策に係る関係すること。 9 応急医療対策に関すること。 10 保健所との連絡調整に関すること。 11 救護所開設に関すること。 12 その他特命事項に関すること。 	<p>福祉課 島牧診療所 島牧保育所</p>

産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産業関係団体及び農林業関係団体との連絡調整及び応援の要請に関する事。 2 水産業施設及び農林業施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 3 家畜の対策に関する事。 4 被災商工企業、観光施設等の調整及び復旧対策に関する事。 5 その他特命事項に関する事。 	企画産業課 (農業委員会)
建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょうの被災調査及び通行規制及び交通確保に関する事。 2 避難路の選定、他の道路管理者との調整に関する事。 3 応援資材等の輸送に関する事。 4 公共施設等の被災調査及び復旧対策に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に関する事。 6 被災地給水の応急措置及び給水計画に関する事。 7 その他特命事項に関する事。 	施設課
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 学校施設等関連施設の被害調査及び保全対策に関する事。 3 文化財保護に関する事。 4 その他特命事項に関する事。 	教育委員会
支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。 2 その他特命事項に関する事。 	議会事務局

【武力攻撃事態等における消防の主な役割】

	主な役割
消防島牧支署	1 武力攻撃災害への対処に関する事。(救急・救助を含む。)
島牧消防団	2 村民等の避難誘導に関する事。 など

【武力攻撃事態等における道警察の主な役割】

	主な役割
道警察 (寿都警察)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難村民等の誘導に関する事。 2 立入制限区域の指定に関する事。 3 交通規制の実施に関する事。 4 村民等に対する情報伝達に関する事。 など

(4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、また、村民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報・広聴体制を道と連携して整備する。

ア 情報を一元的に管理するため、副本部長を広報責任者とする。

イ IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、村広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、村民等に提供できる体制を整備する。

ウ 正確な情報を時期を逸することなく迅速に提供するとともに、可能な限り定期

に、村対策本部長「村長」による記者会見を行う。

(5) 村現地対策本部の設置

村は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部の長や本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア〔道〕

道は、国民保護措置が実施される現場において、現地の関係機関（市町村、消防道警察、自衛隊、第一管区海上保安本部、医療機関、関係事業者等）の間の情報の共有及び活動内容の調整を行う必要があると認めるときであって、当該措置を村の区域を越えて実施する必要があるなど、村による対応が困難であると認めるときは現地調整所を設置するとしている。

イ〔村〕

村は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（道、消防島牧支署、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置して関係機関との情報共有及び活動調整を行う。なお、道、関係機関が現地調整所を設置した場合は、連絡員を派遣して関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 村対策本部長の権限

村対策本部長「村長」は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進するため各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 村の区域内における国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長「村長」は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村及び村の区域内で活動する関係機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 道対策本部長「道知事」に対する総合調整の要請

村対策本部長「村長」は、道対策本部長「道知事」に対して、道、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、道対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

村対策本部長「村長」は、道対策本部長「道知事」に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報

の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め村対策本部長は、総合調整を行うに際して、村の区域内で活動する関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長「村長」は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

カ 村長としての措置

村長は、その国民保護対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護法で定めるところにより、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を実施することができる。

(8) 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び道知事を経由して、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

ア [道]

道は、携帯電話、衛生携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線もしくはインターネット、北海道総合行政情報ネットワーク（LGWAN）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するとしている。

イ [村]

村は、北海道総合行政情報ネットワーク（LGWAN）、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、衛星携帯電話、消防救急業務用無線局等により、村対策本部と道対策本部、現地調整所、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

道は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うとしている。また、直ちに総務省（北海道総合通信局）にその状況を連絡するとしていることから、村も同様に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

道は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、総務省（北海道総合通信局）と連携して、無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるとしていることから、村も同様に努める。

第3章 関係機関相互の連携

道は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携するとしている。村もこれに準じて関係機関等と連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 対策本部との連携

(1) [道]

ア 国の対策本部との連携

道は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において、原則として消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うとしている。

イ 国の現地対策本部との連携

道は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員の派遣等により、当該本部と緊密な連携を図るとしている。

ウ 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

道は、国の現地対策本部が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力するとしている。

エ 市町村対策本部との連携

道は、市町村の対策本部が設置されたときは、道と市町村の連携のとれた国民保護措置の実施のために可能な限り職員を派遣し情報収集に当たらせるとしている。

オ 市町村等の現地調整所との連携

道は、市町村等により現地調整所が設置されたときは、必要に応じて職員を派遣し、現地関係機関との間の情報共有及び活動内容の調整を行うとしている。

(2) [村]

ア 村は、道対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

イ 村は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

ウ 村は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2 道知事、その他の機関等への措置要請

(1) 道知事等への措置要請

村長は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、道知事その他道の執行機関（以下「道知事等」という。）に対し、そ

の所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 道知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村長は、村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、道知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定行政機関又は指定地方行政機関等への措置要請

(1) [道]

道は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方行政機関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うとしている。この場合において、道は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うとしている。

(2) [村]

村は、村の区域における国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方行政機関に要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

4 自衛隊の派遣要請等

(1) [道]

ア 道知事は、国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣（国）に対し、国民保護等派遣を要請するとしている。

要請を行う場合は、以下の事項を明らかにするとともに、文書により行うとしている。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行い、事後すみやかに文書を提出するとしている。

(ア) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 道知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するとしている。

ウ 道は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び道知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、道対策本部の連絡員を通じて緊密な意思疎通を図るとしている。

(2) [村]

ア 村長は、村の区域における国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑

に実施するため必要があると認めるときは、道知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。

自衛隊に求める主な活動内容は以下のとおり。

- (ア) 避難村民等の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
 - (イ) 避難村民等の救援（食品・飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索・救出等）
 - (ウ) 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防・水防活動、NBC攻撃による汚染対処等）
 - (エ) 武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
- イ 村長は、通信の途絶等により道知事に対し国民保護等派遣要請の求めができない場合において、特に必要があると判断するときは、その旨及び村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要と認める事項を、自衛隊札幌地方協力本部長、又は陸上自衛隊第28普通科連隊長等を通じて北部方面総監を介し、防衛大臣に連絡することができる。

5 他の都府県、市町村等に対する応援の要求等

(1) [道] →他の他府県

ア 道は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等具体的に明らかにしたうえで、他の都府県に対し応援を求めるとしている。

イ 道等が他の都府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行うとしている。ただし、道公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡するとされている。

ウ 道が応援を求める際の活動の調整や手続については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき行うとしている。

(2) [村] →他の市町村等

ア 他の市町村長等への応援の要求

(ア) 村は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求める。

(イ) 応援を求める市町村等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

イ 道への応援の要求

村は、必要があると認めるときは、道に対し、職員の派遣要請、職員の派遣についてのあっせん又は応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

ウ 事務の一部の委託

(ア) 村が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

(イ) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村はその内容を速やかに村議会に報告する。

6 指定行政機関等に対する職員の派遣要請

- (1) 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関（※指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 村は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

7 道・村が行う応援等

(1) [道]

ア 道は、市町村から国民保護の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うとしている。

イ 道は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施するとしている。この場合、道は、国民保護措置の代行の開始又は終了の旨を公示するとしている。

ウ 道は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うとしている。

(2) [村]

ア 他の市町村に対して行う応援等

(ア) 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(イ) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の

事項を村議会に報告するとともに、村は公示を行い、道に届け出る。

イ 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や地区会等による避難村民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保しつつ適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ア 道・村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。また、安全の確保が十分であると判断された場合には、「防災ボランティア活動の指針」を参考に、北海道社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及びボランティア関係団体と相互に連携し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

イ ボランティア団体等に依頼する活動の内容として想定されるのは、以下のとおりとする。

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (イ) 炊き出し、その他の救援活動の補助
- (ウ) 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- (エ) 清掃及び防疫の補助
- (オ) 物資・資材の運送及び配分の補助
- (カ) 被災建築物の応急危険度判定の補助
- (キ) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

ア 道は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を対策本部を通じて国民に公表するとしている。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図るとしていることから、村も同様に図る。

イ 道が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うとしている。

9 住民への協力要請

道は、国民保護法の規定により、以下に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。住民は、協力を要請されたときは、必要な協力を努めるものとしているが、協力はあくまで自発的な意思にゆだねられるものであって、要請に当たって強制されることがあってはならないとしている。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するとしている。

また、協力を行う者に対しては、第3編第12章で定める特殊標章等をあらかじめ定められた方法で交付し、国民保護法第160条及び第4編に規定する損害補償の対象となることを通知するとしていることから、村も同様に行う。

- (1) 避難住民の誘導（職員等と一体となった避難住民の先導、移動中の食料等の配給、避難行動要支援者への援助等）
- (2) 避難住民等の救援（食料、生活必需品等の配給 等）
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保（健康診断の実施の補助、感染症の動向調査実施の補助、感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営、健康食品等の保健資材の配布 等）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知・伝達等

武力攻撃事態等においては、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知・伝達を行うことが極めて重要であることから、道による警報の通知等について以下のように定められている。 村もこれに準じて警報の伝達等に必要な事項について定める。

1 警報の通知等

(1) [道] による警報の通知

ア 警報には、以下に定める事項が示される。

(ア) 武力攻撃事態等の現状及び予測

(イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）

(ウ) その他、住民及び公私の団体に周知させるべき事項

イ 道は、国の対策本部が発令した警報が消防庁から通知された場合は、直ちにその内容を以下の機関等に通知するとしている。

(ア) 市町村

(イ) 道の他の執行機関（公安委員会、教育委員会等）

(ウ) 放送事業者、その他の指定地方公共機関

(エ) 道の関係出先機関（総合振興局、振興局等）

(オ) 消防組合、その他の関係機関

ウ 道は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行うとしている。

エ 道は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することに鑑み、特に迅速に警報の内容を通知するとしている。 放送事業者は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するとされている。

(2) [道] [道警察] による警報の伝達等

ア 道は、直接警報を伝達すべき者として、あらかじめ定めた施設の管理者に対して警報の内容を伝達するとしている。

イ 道は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、道のホームページに警報の内容を掲載するとしている。

ウ 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等により警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努めるとされている。

(3) [道] による警報の解除

道は、国の対策本部から警報の解除の通知を受けたときは、警報の通知を受けたときと同様の措置を行うとしている。

2 警報の伝達等

(1) [村] による警報の伝達

村は、道から警報の通知を受けたときは、直ちに以下の者に伝達する。

- ① 村民等
- ② 各地区会、社会福祉協議会、島牧漁協、島牧商工会等
- ③ 教育委員会（島牧小学校・島牧中学校）、島牧保育所、総合福祉医療センター等

(2) [村] による警報の伝達方法

ア 村は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と接続したIP告知システム（IP告知端末、屋外拡声器）等により、原則として以下の要領により伝達する。

(ア) 当村が、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して村民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 当村が、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

サイレンは使用せず、IP告知システムやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ 上記のほか、以下の方法により各世帯に警報の内容を伝達する。

この際、避難行動要支援者に対する伝達にも配慮する。

- (ア) 島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車等の使用
- (イ) 地区会・自主防災組織等に対する伝達の依頼
- (ウ) 消防島牧支署・島牧消防団、寿都警察（道警察）と連携した伝達

ウ 村は、消防島牧支署と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合において、消防島牧支署等は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、島牧消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、地区会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

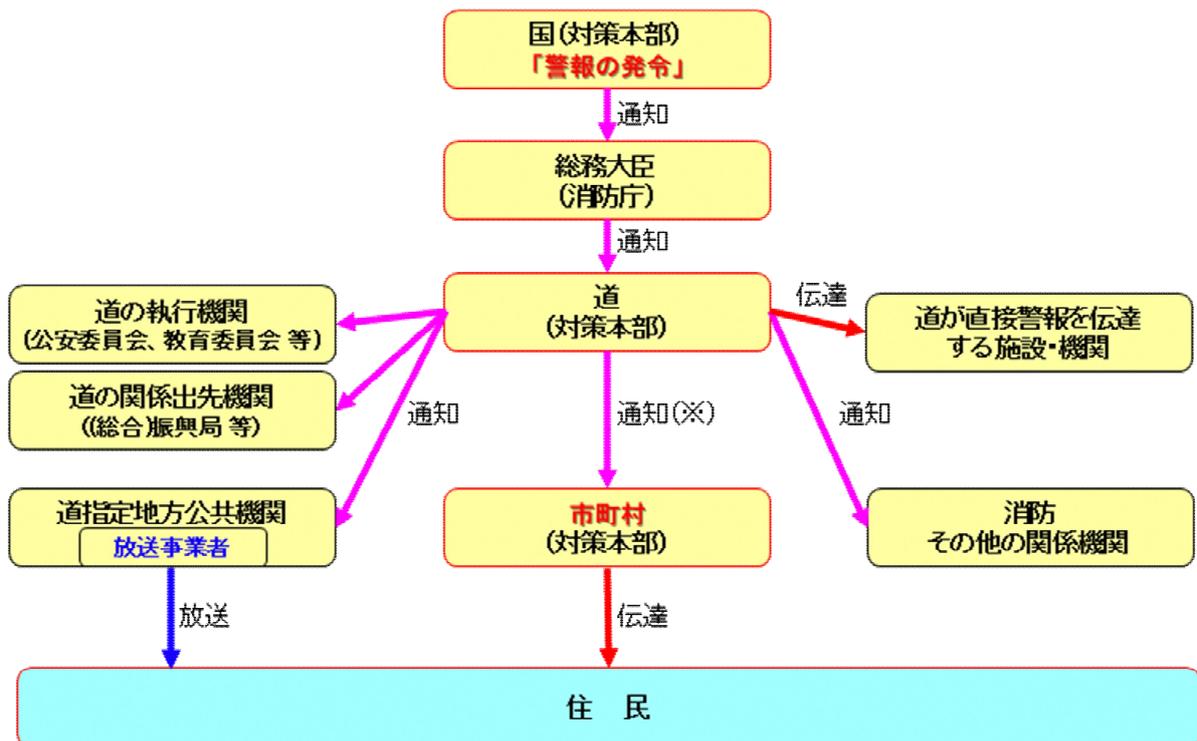
また、村は、道警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、寿都警察（道警察）と緊密な連携を図る。

エ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者について、総務課（防災対策室）・福祉課との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(3) [村] による警報の解除

警報の解除の伝達は、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

（その他は警報の発令の場合と同様とする。）



※ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には、優先通知

3 緊急通報の発令等

(1) 〔道〕による緊急通報の発令は以下のとおり

ア 道は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（例：武力攻撃により火災が発生している場合、ダム・堤防の決壊等の危険が急迫している場合等）において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令するとしている。特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、道は対処の現場から情報を得た場合は、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報を発令するとしている。

イ この場合において、道は、武力攻撃災害の兆候の通知や道警察、消防等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意するとしている。

(2) 〔道〕による緊急通報の内容は以下のとおり

危急の被害を避ける観点から、必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとなるとしている。

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 〔村〕〔道警察〕等による緊急通報の伝達

ア 村は、緊急通報の伝達に際しては、警報の伝達に準じて、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、IP告知システム（IP告知端末、屋外拡声器）等により周知する。

イ 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等により緊急通報の内容

が的確かつ迅速に伝達されるよう努めるとされている。

ウ 放送事業者は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するとされている。

第2 避難の指示等

1 避難措置の指示

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、〔道〕の流れは(1)～(4)となっており、〔村〕の対応を(5)～(7)に定める。

(1) 〔国〕からの避難措置の指示等を受けた場合の〔道〕による連絡

ア 道は、消防庁を通じて国の対策本部による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合は、直ちにその内容を以下の機関等に通知するとしている。

- ① 市町村
- ② 道の他の執行機関（公安委員会、教育委員会等）
- ③ 放送事業者、その他の指定地方公共機関
- ④ 道の関係出先機関（総合振興局、振興局等）
- ⑤ 消防組合、その他の関係機関

イ 避難措置の指示には、以下に定める事項が示される。

- ① 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- ② 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

ウ 道は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行うとしている。

(2) 〔国〕からの避難措置の指示に伴う〔道〕の措置

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

ウ 通知を受けた場合（上記以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 〔国〕からの避難措置の指示の解除に伴う〔道〕の措置

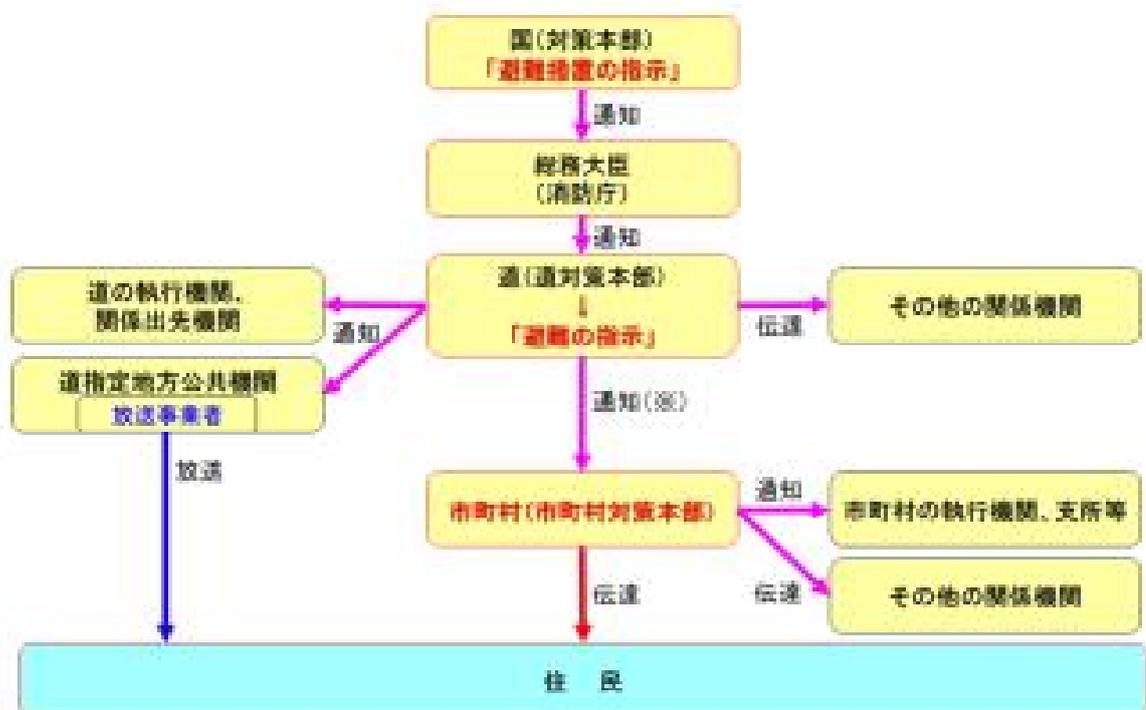
道は、国の対策本部から避難措置の指示の解除の通知を受けたときは、避難措置の指示又は通知を受けたときと同様の措置を行うとしている。

(4) 大規模な着上陸侵攻の場合における〔道〕による避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になるとしている。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部は、指示に先立って、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県から意見聴取を行うこととされており、道は国の対策本部による当該避難措置の指示が円滑に行えるようこれらに関する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部に早急に連絡するとしている。

- (5) 村は、道知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難村民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。
- (6) 村は、道知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、村民等及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。
- (7) 村は、警報に準じて、村の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



※ 武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には、優先通知

2 避難の指示

道による避難の指示は以下のとおりとしている。

(1) 「道」による住民に対する避難の指示

ア 道は、避難措置の指示を受けたときに、要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村を経由して、当該要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示するとしている。 この場合、以下の事項が示される。

- ① 要避難地域
- ② 避難先地域
- ③ 住民の避難に関して国の機関などが講ずる措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段

⑥ その他避難の方法

イ 道は、道内の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断したときは、当該住民の避難を指示するとしている。

(2) 避難の指示に当たって、〔道〕が留意する事項

道は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、道対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、以下の点に留意して避難の指示を行うとしている。

- ① 避難経路の選定及び交通規制について道路管理者、道警察と調整を行うとともに指定公共機関及び指定地方公共機関などの運送事業者と対応可能な輸送力や輸送方法について調整を行う。
- ② 自衛隊の行動と避難経路や輸送手段の調整のため、道対策本部の自衛隊連絡員を通じた調整を行う。
- ③ 避難経路の選定に当たっては、自家用車等の使用や冬期間の通行については特に配慮する。
- ④ 避難措置の指示に記載された国による措置の内容を確認するとともに、国の機関との調整の上、支援の内容を具体化する。
- ⑤ 避難先地域に札幌市の区域が含まれる場合は、道はあらかじめ札幌市の意見を聴く。

(3) 国の「利用指針」に係る〔道〕による調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、道知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡するとしている。この場合において、道は、国の対策本部による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号、以下「特定公共施設利用法」という。）第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、道の意見や関連する情報をまとめるとしている。

(4) 動物の保護等に関する配慮

道・村は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずる。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 飼育等されていた家庭動物等の保護収容等

(5) 道の区域を超える住民の避難の場合における〔道〕の調整

ア 道は、道の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都府県と、あらかじめ以下の事項について協議するとしている。

(ア) 避難住民数、避難住民の受入予定地域

(イ) 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

イ この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって、国により実質的な調整が図られることから、都道府県の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図るとされている。

ウ 道は、他の都府県から協議を受けた場合は、必要に応じ道内の市町村と協議を行いつつ、道内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速かつ個別に受入地域を決定し、受入地域を管轄する市町村及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知するとしている。

エ 避難先の都府県が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として道は、避難先の都府県に対して国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うとしている。

(6) 国の対策本部への報告

道は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部にその内容を報告するとしている。

(7) [道] による避難の指示の通知

道は、避難の指示をしたときは、直ちにその内容を以下の機関等に通知するとしている。この場合において、避難先地域を管轄する市町村に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに受信確認を行うとしている。

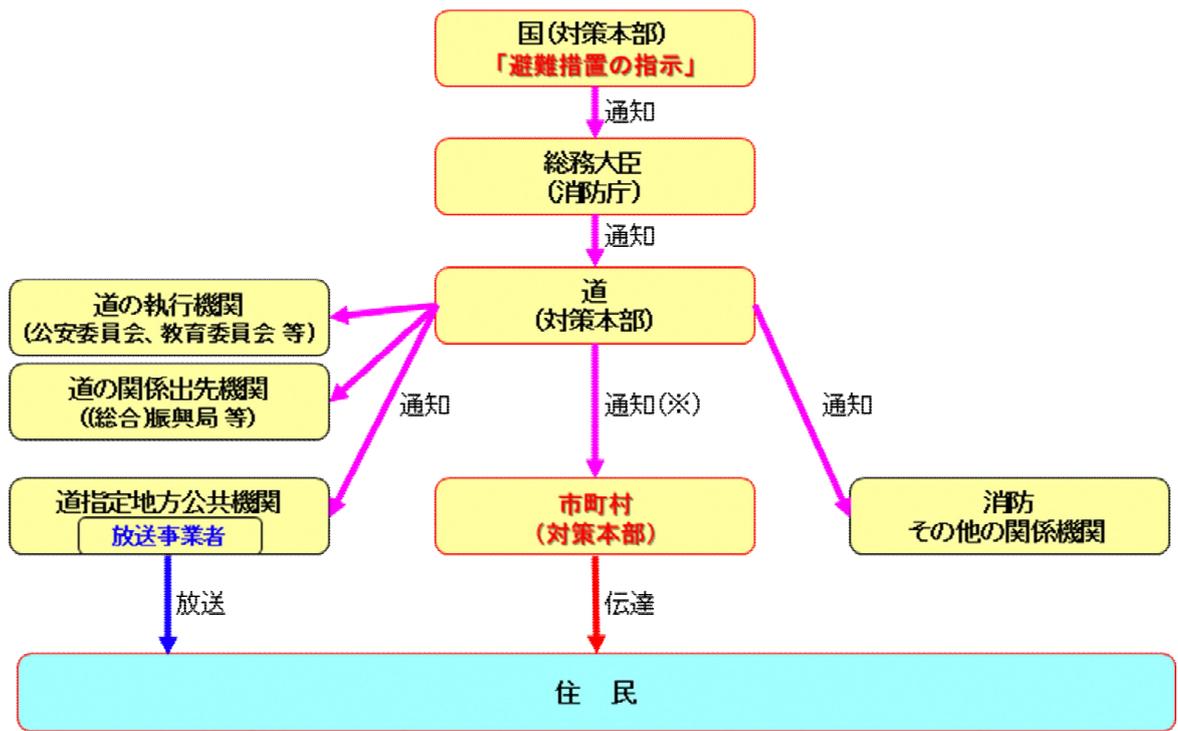
- ① 市町村（要避難地域を管轄する市町村を除く。）
- ② 道の他の執行機関（公安委員会、教育委員会等）
- ③ 関係指定公共機関
- ④ 放送事業者、その他の指定地方公共機関
- ⑤ 道の関係出先機関（総合振興局、振興局等）
- ⑥ 消防組合、その他の関係機関
- ⑦ 避難先地域の避難施設の管理者
- ⑧ その他の関係機関

(8) [村] [道警察] 等による避難の指示の伝達

ア 村は、避難の指示を受け次第、直ちにIP告知システム（IP告知端末、屋外拡声器）・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車その他適切で効果的な手段により村民等に伝達する。

イ 道警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等により避難の指示の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努めるとされている。

ウ 放送事業者は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、避難の指示の内容を速やかに放送するとされている。



※ 要避難地域又は避難先地域に該当する市町村には、優先通知

(9) [道] による避難の指示の解除

- ア 道は、国の対策本部が要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除したときは、当該地域の避難の指示を解除するとしている。
- イ 道自らの判断で避難地域を拡大した場合で、当該地域に近接する地域の避難措置の指示が解除されたときは、当該地域の避難の指示を解除するとしている。
- ウ 避難の指示を解除したときの通知先は、要避難地域を管轄する市町村及び避難先地域を管轄する市町村の他、避難の指示を通知した先としている。
- エ 道は、避難の指示を解除したときは、消防庁を通じて国の対策本部にその内容を報告するとしている。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

村は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防島牧支署、道、寿都警察（道警察）小樽海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※ 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定上の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、村は、原則として道計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

※【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

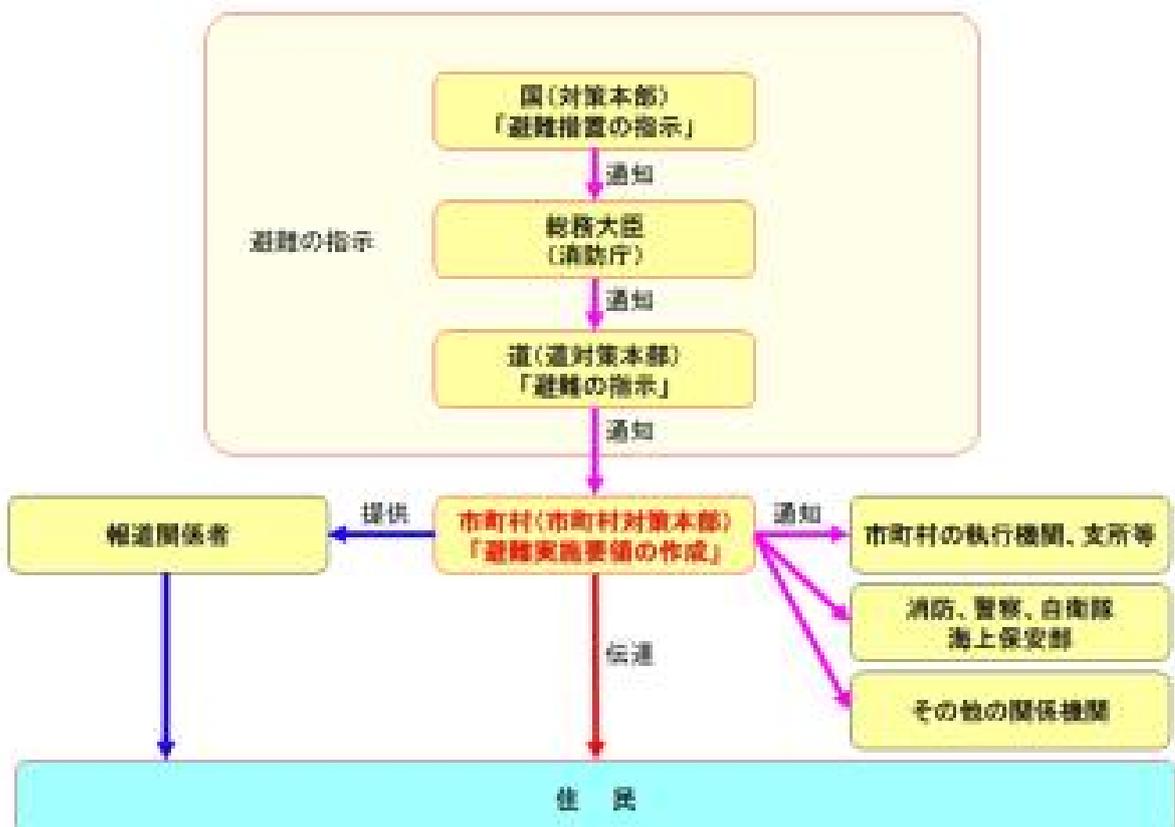
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

村は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、村民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、村民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地区の村民等に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、村は、直ちに、その内容を村の執行機関、消防島牧支署又は島牧消防団、寿都警察、小樽海上保安部及び自衛隊部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた部隊等」をいう。）、その他の関係機関に通知する。さらに、村は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 [村] による避難村民等の誘導

- (1) 村対策本部長「村長」は、道知事から避難の指示があったときは、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき避難実施要領（※）を策定して村職員を指揮するとともに、消防島牧支署長及び島牧消防団長に要求して村民等の避難誘導を行う。
※「3 避難実施要領の策定」参照
- (2) 村対策本部長「村長」は、避難誘導のため必要があると認めるときは、寿都警察、小樽海上保安部及び自衛隊部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた部隊等」をいう。）の長に対して、避難村民等の誘導を行うよう要請することができる。この場合、村対策本部長「村長」は、その旨を道対策本部長「道知事」に報告する。
- (3) 村は、避難行動要支援者等の避難を適切に行うため、地区会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の協力を得ながら、所在把握に努めるとともに、「個別避難計画」等も活用して避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努める。

【避難誘導における各関係者による措置の内容】

	措置の内容
道対策本部長 「道知事」	① 市町村長に対し必要な支援（避難住民に提供する食品等が不足する場合 など） ② 道職員を指揮し、避難住民の誘導を補助（市町村長から要請があった場合 など） ③ 道職員を指揮し、避難住民を誘導（市町村長による避難誘導が行われない場合）
村対策本部長 「村長」	① 村職員を指揮して避難村民等を誘導 ② 消防島牧支署長及び島牧消防団長に対して避難村民等の誘導を要求 ③ 寿都警察、小樽海上保安部及び自衛隊部隊等の長に対して、村民等の避難誘導を要請 ④ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は所要の指示
消防吏員	① 村対策本部長「村長」等の要求等による避難村民等の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は所要の指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置（警察官、海上保安官がその場にはいない場合）
警察官	① 村対策本部長「村長」等の要請等による避難村民等の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は所要の指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置
自衛官	① 村対策本部長「村長」等の要請等による避難村民等の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は所要の指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置（警察官、海上保安官がその場にはいない場合）
海上保安官	① 村対策本部長「村長」等の要請等による避難村民等の誘導 ② 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は所要の指示

	る場合の警告又は所要の指示 ③ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置
--	---

(4) 村による誘導の実施

ア 村長は、避難実施要領で定めるところにより、村職員及び消防島牧支署長・島牧消防団長を指揮し、避難村民等を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、地区会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に村職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、公用車や案内板等を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、村職員には、村民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服又は腕章、旗、特殊標章等を携行させる。(特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域での誘導の際は、重要である。)

なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど避難村民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(5) 消防の活動

ア 消防島牧支署及び島牧消防団は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の運送等、避難村民等の誘導を行う。

イ 島牧消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防島牧支署と連携しつつ、自主防災組織、地区会等と連携した避難村民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地区等とのつながりを活かした活動を行う。

ウ 村は、岩内・寿都地方消防組合に対して、必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から村の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、岩内・寿都地方消防組合や消防島牧支署等と十分な調整を行う。

(6) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村職員及び消防島牧支署等のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、寿都警察、小樽海上保安部又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難村民等の誘導を要請する。この場合、村長はその旨を道知事に通知する。

イ 警察官等が避難村民等の誘導を行う場合に寿都警察等から協議を受けた際は、村

長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ これら上記の誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(7) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難村民等の誘導に当たっては、自主防災組織や地区会長等、地区においてリーダーとなる村民等に対して、避難村民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(8) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

ア 村長は、避難村民等の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

イ 村長は、避難村民等の心理を勘案し、避難村民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難村民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(9) 高齢者、障害者等への配慮

村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。(※)

※1 「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

※2 グリラや特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(10) 残留者等への対応

村長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(11) 避難所等における安全確保等

村長は、寿都警察（道警察）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、寿都警察（道警察）と協力し、避難村民等からの相談に対応するなど、避難村民等の不安の軽減に努める。

(12) 動物の保護等に関する配慮

村長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村長は、村道の通行禁止等の措置を行ったときは、寿都警察（道警察）と協力して、直ちに、村民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 道に対する要請等

ア 村長は、避難村民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、道知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 村長は、避難村民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、道知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 村長は、道知事から、避難村民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難村民等の運送の求め等

ア 村長は、避難村民等の運送が必要な場合において、道知事との調整に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難村民等の運送を求める。

イ 村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道知事（道対策本部長）に、その旨を通知する。

(16) 避難村民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された時は、避難村民の復帰に関する要領を作成し、避難村民を復帰させるため必要な措置を講じる。

5 事態想定ごとの避難実施要領の留意点

武力攻撃事態の想定は多岐にわたることから、事態の類型によって避難の方法が大きく異なる。主な事態想定ごとの留意点は以下のとおりとなっている。

(1) 弾道ミサイル攻撃

ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報発令の場合は、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民を屋内に避難することが基本である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下施設等に避難させる。（※）

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）や道が作成する各種資料を活用し、J-ALERTによる情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

イ 着弾直後は、その弾頭の種類・被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示がなされる。

ウ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- ① 国の対策本部は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示するとされている。

対策本部長：警報の発令、避難措置の指示、その他記者会見等による国民への
情報提供

道知事：避難の指示

市町村長：避難実施要領の策定

- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部がその都度、警報を発令するとされている。

(2) **急襲的な航空攻撃**

弾道ミサイル攻撃と同様の対応とする。

(3) **ゲリラや特殊部隊による攻撃**

ア 国の対策本部による避難措置の指示及び道知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定を行う必要が生じるが、その際においても、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

イ 国の対策本部による避難措置の指示が行われた場合には、道は早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施するとしている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び道警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

ただし、武力攻撃がまきに行われており、住民に危害が及ぶおそれがあり移動の安全が確保されない場合、又はゲリラ等の目的が潜入と推察される場合は、屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確保されたのちに適当な避難先に移動させる旨の避難措置の指示もあり得る。

ウ ゲリラ等による急襲的な攻撃により、国の対策本部による避難措置の指示を待ついとまがない場合（目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合）、道または市町村は、当該攻撃が行われた現場における被害状況に照らして、緊急通報の発令避難の指示、警戒区域の設定等をおこない、危険な地域への住民等の立入禁止を徹底する。

エ 道は、避難住民等の誘導に際しては、市町村、道警察及び自衛隊等との連携が図られるよう広域的見地から調整を行うとともに、必要な支援を行うとしている。

村は、村民等の避難が円滑に実施できるよう道、道警察、自衛隊と連携して誘導を行う。

オ 以上のことから、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に

機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

なお、避難に比較的時間に余裕がある場合の対応としては、「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(4) 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やこれと連携・反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき範囲が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待っての対応が基本となる。

このため、道計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

6 NBC攻撃の場合の避難実施要領の留意点

NBC攻撃の場合、国の対策本部は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、道は、当該避難措置の指示の内容を十分に踏まえ、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避け、皮膚の露出を極力抑えるなどに留意して避難の指示を行うとしている。

(1) 核(N)攻撃等の場合

ア 核爆発に伴う熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、堅牢な建物等に避難し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときに国の対策本部や道等から、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示があった場合は、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する。その場合、手袋、帽子、雨ガッパなどによって放射性降下物による外部被ばくを抑制し、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

ウ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、放射能による被害をもたらすことから、攻撃が行われた場所から直ちに離れ、近傍のできるだけ堅牢な建物等に避難させる。

エ 核攻撃等においては、避難住民等(輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、被害の状況、検査等の場所、避難に関する情報等の提供に努める。

(2) 生物剤(B)による攻撃の場合

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部

屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることから、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(3) 化学剤(C)による攻撃の場合

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

イ 化学剤は、一般的に空気より重たいため、可能な限り高所に避難させる。

7 その他の場合等における避難実施要領の留意点

(1) 武力攻撃原子力災害の場合

ア 道は、原子力事業所において武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととしているが、事態の状況により以下の指示を行うとしている。

(ア) コンクリート屋内等への屋内退避

(イ) 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合は、当該避難を指示

イ 道は、原子力事業者からの通報内容などを勘案し、事態の状況により国からの避難指示の措置を待ついとまがないと判断した場合は、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずるとしている。

(2) 自家用車等使用の検討

他の市町村に避難するなど長距離の避難の場合は、バス、鉄道、船舶等によるものとするが、道内の市町村間の平均距離は本州の約2倍あり移動距離が長くなること、また公共交通機関が少ないことから、地域の実情に応じて、避難手段として自家用車等の活用を積極的に検討する。この場合、道は、対象地域ごとに自家用車等使用可能時間を制限するなどの方法で、渋滞による二次被害を避ける手段を講じるとともに道警察と自家用車等の使用に係る調整を行うとしている。

(3) 冬期間の避難

ア 避難施設は、暖房設備の有無などを考慮して選定する。

イ 一時集合場所は、可能な限り気象状況を考慮して選定する。

ウ 避難経路は、気象状況及び除排雪などの道路状況を十分考慮して選定する。

エ 自家用車等の使用については、道路状況を踏まえて判断する。

第5章 救援

避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容について、以下のとおり定める。

1 救援の実施主体

道が必要な救援を行うこととされている。

村は、国民保護法第76条第1項の規定により、道から、村が行うこととする道知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

2〔道〕による救援の実施〔※村は補助〕

(1) 道は、国の対策本部による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、以下に掲げる措置を行うとしている。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合は、当該指示を待たずに救援を行うとしている。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ ご遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 道は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合は、当該救援を行うよう指示するとしている。この場合、道は、市町村が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村へ通知するとしている。

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やこれと連携・反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため平素から大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、積雪寒冷などの地域特性を考慮し、必要な研

究を進めていくこととしている。

3〔道〕による関係機関等との連携〔※村は補助〕

(1) 国への要請等

道は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求めるとしている。この場合、具体的な支援内容を示して行うとしている。

内閣総理大臣から他の都府県に救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合は、当該都府県に対して救援を行うとしている。

なお、村は、道から救援の要請があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、道に対して国及び他の都府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請することや、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(2) 他の都府県に対する応援の求め

道は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県に応援を求めるとしている。この場合、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に定める活動の調整や手続に基づき行うとしている。

(3) 日本赤十字社との連携

道は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社北海道支部に委託する場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）における事務に準じた手続により行うとしている。

なお、村は、道から救援の要請があった場合において、道が日本赤十字社北海道支社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社北海道支社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

道が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、広域的な観点から運送の優先順位を定めるとしている。

道は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、緊急物資の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全の確保のため、当該機関に対し武力攻撃の状況について必要な情報の提供を行うとしている。

道は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部に対してその旨を通知するとしている。

なお、村は、道から救援の要請があった場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める。

(5) 指定公共機関等による緊急物資の運送

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、道又は市町村から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされてい

る。

(6) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

道は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について救援を要請するとしている。この場合において道は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮するとしている。

なお、村は、道から救援の要請があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難村民等及び避難先の近隣にいるその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について救援を要請する。

この場合において、村は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

4 救援の内容

(1) 救援の基準

ア〔道〕

道は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行うとしている。

また、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、国の対策本部に対し、特別な基準の設定についての意見を申し出るとしている。

イ〔村〕

村は、道から救援の要請があった場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道の国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、道に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援に関する基礎資料

ア〔道〕

道は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、道の対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施するとしている。

イ〔村〕

村は、道が集約し所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

道は、救援の実施に際しては、以下の①から⑩の事項について、国の対策本部による救援の指示のあった日（国民保護法第75条第1項ただし書の規定により道が救援の指示の前に救援を開始した場合は、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までの期間、原則として現物支給により行うとしている。なお、道が市町村に対し、市町村による救援の実施について通知をしたときは、村は、以下の①～⑩の事項について、「道」とあるのを「村」と読み替えて行うものとする。

① 収容施設の供与

ア 避難所の開設

道は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設するとしている。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮するとしている。また、避難行動要支援者に対し、福祉避難所の供与に努めるとしている。収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与するとしている。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、避難行動要支援者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮するとしている。

イ 避難所の運営管理

道は、避難所の適切な運営管理を行うとしている。この場合、道は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるとしている。また、避難住民等の健康状態を十分把握し必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保心のケアの問題等に配慮するとしている。

ウ 応急仮設住宅等の建設

道は、応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設するとしている。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求めるとしている。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 供給・調達体制の確立

道は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努めるとしている。

イ 給与又は貸与の実施

道は、給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際は交通規制を行うとしている。

ウ 国への支援要請

道は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求めるとしている。

③ 医療の提供及び助産

ア 医療活動を実施するための体制整備

道は、武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品医療資機材等の備蓄に努めるとしている。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努めるとしている。

イ 医療の提供及び助産

道は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し派遣するとしている。また、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請するとしている。

この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努めるとしている。救護班の緊急輸送については、必要に応じ、国に対し輸送手段の優先的確保などを依頼するとしている。

ウ 医療活動の実施

道は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとしている。

また、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するとしている。広域後方医療施設への傷病者の搬送についても、必要に応じ、国に対し輸送手段の優先的確保などを依頼するとしている。

エ 医薬品等の確保

道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又はあっせんを行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給するよう努めるとしている。

④ 被災者の捜索及び救出

道は、武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図るとしている。

⑤ 埋葬及び火葬

道は、ご遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、ご遺体の搬送の手配等を実施するとしている。

道警察は、道及び市町村と協力し、身元の確認、ご遺族等へのご遺体の引渡し等に努めるとされている。

国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、対象となる地域が指定された場合、墓地埋葬法第5条第2項に規定する市町村のほか、当該ご遺体の現に存する地の市町村は埋葬及び火葬を行う。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

道は、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図るとしている。提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮するとしている。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

道は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施するとしている。

⑧ 学用品の給与

道は、小学校児童（特別支援学校の小学校児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずるとしている。

⑨ ご遺体の捜索及び処理

ア ご遺体の捜索

道は、ご遺体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安本部等と連携して実施するとしている。

イ ご遺体の処理

道は、捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、そのご遺族が処置を行えない場合又はご遺族がいない場合、関係機関と連携し、ご遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、ご遺体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行うとしている。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

道は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うとしている。

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

道は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施するとしている。また迅速な患者の搬送等必要に応じ、国に対し協力を要請するとしている。

村は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

(1) 核(N)攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

道知事は、内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を実施するとしている。また、内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが道対策本部に派遣された場合は、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じ医療等を実施するとしている。

(2) 生物剤(B)による攻撃の場合の医療活動

道は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、必要に応じて、患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう努めるとしている。この場合、道は、必要に応じ医療関係者等へのワクチンの接種等を行うなど所要の防護措置を実施するとしている。また、生物剤による攻撃が発覚した場合、道は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し医療活動を実施するよう努めるとしている。

(3) 化学剤(C)による攻撃の場合の医療活動

道警察及び消防機関は、化学剤による攻撃が発覚した場合は、防護服を着用する

など安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるとされている。

道は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を実施するよう努めるとしている。

6 救援の際の物資の受渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

道は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、以下の措置を講ずるとしている。この場合、国民保護法を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行うとしている。

村は、国民保護法第76条第1項の規定により、道から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する道知事の権限に属する事務の一部を村が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、以下の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ③ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ④ 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）なお、緊急の必要があると認めるときは、以下の措置を講ずる。
- ⑤ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、以下の措置を講ずる。

- ⑥ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合、特定物資の収用
- ⑦ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が②の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用
- ⑧ 正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が④に応じない場合、医療の指示

その他特定物資の確保に関して必要があると認めるときは、指定行政機関等に対し、当該特定物資の確保を要請するとしている。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

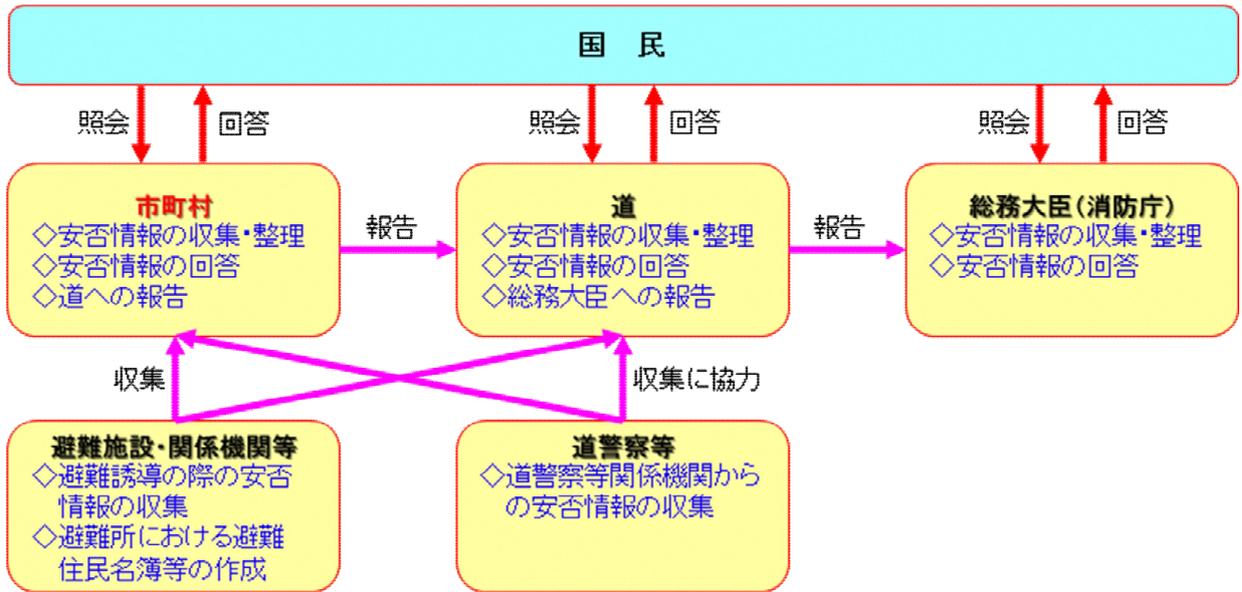
ア 道は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮している。

イ 村は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項は以下のとおり定められている。

【安否情報の収集・整理及び提供の流れ】



【収集項目（※第2編第1章第4の3に同じ）】

収集項目	避難住民 負傷住民	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥の他、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明な場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷（疾病）の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先、その他の必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
	死亡住民	（上記①～⑦に加えて） ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ ご遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先、その他の必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意

1 安否情報システムの利用

道は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、総務省消防庁が管理する「安否情報システム」を利用し、事態の状況により安否情報システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行うとしている。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うとしており、村も同様に行う。

2 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集

ア〔道〕

道は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している道や市町村の医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行うとしている。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行うとしている。

イ〔村〕

村による安否情報の収集は、道と同様に行う。また、避難村民等の誘導の際に避難村民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

村は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。

(2) 道警察の通知

道警察は、ご遺体の見分、身元確認、ご遺族等へのご遺体の引渡し等を行ったときは、道警察本部に通知するとされている。

(3) 安否情報収集の協力要請

ア 村は、あらかじめ把握している診療所、小・中学校等の安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

イ 道は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するとしており、村も同様に留意する。

(4) 安否情報の整理

ア〔道〕

道は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとし、この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておくとしている。

イ〔村〕

村も同様に、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(5) 国に対する報告

道は、国（総務省）への報告に当たっては、原則として安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載して、消防庁に送付するとしている。

村から道への報告も同様に行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 道は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、道の対策本部を設置すると同時に住民に周知するとしており、村も同様に行う。

イ 安否情報の照会については、原則として道の対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式に必要事項(※)を記載した書面等を提出することにより受け付けるとしている。

その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を提出させる。ただし安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けるとしている。

村も同様に行う。

ウ 窓口以外から照会があった場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととしている。

村も同様に行う。

※ 記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

(2) 安否情報の回答

ア 道は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合は、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答するとしており、村も同様に行う。

イ 道は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答するとしており、村も同様に行う。

ウ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手

の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 道は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底するとしており、村も同様に行う。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

道は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するとしている。

当該安否情報の提供に当たっても、3項の(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行うとしており、村も同様に行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

ア 道は、国の対策本部から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、道自ら判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるとしている。

イ 村は、国や道、関係機関等と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部への措置要請

道は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、道が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部に対し、必要な措置の実施を要請するとしている。

(3) 道への措置要請

村は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、道に対し必要な措置の実施を要請する。

(4) 対処に当たる職員の安全の確保

道は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服着用等の安全確保のための措置を講ずるとしており、村も同様に行う。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) [村]等

ア 村は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を道に通知する。

イ 消防島牧支署は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは速やかに、その旨を村に通報する。

(2) 〔道〕

道は、市町村、消防機関等から武力攻撃災害の通知を受けたときは、道警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に消防庁を通じて、国の対策本部に通知するとしている。また、兆候の性質により、必要な関係機関に通知するとしている。

3 生活関連等施設の安全確保

道は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を以下のとおり講ずるとしている。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

ア 〔道〕

道は、対策本部を設置した場合は、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保するとしている。

道は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容、その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、管轄省庁、道警察、第一管区海上保安本部と連携して必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有するとしている。

この場合、道は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認するとしている。

イ 〔村〕

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

ア 道は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回、警備員の増員、道警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請するとしている。この場合、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するとしている。

イ 道警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるとされている。また道警察自ら必要があると認めるときは、支援を行うとされている。

ウ 消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うとされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様とされている。

エ 緊急の場合は、生活関連等施設の管轄省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合は道に通知される。

(3) 道・村が管理する施設の安全の確保

ア [道]

道は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うとしている。この場合、道は、道警察消防機関、その他の行政機関に対し、必要な場合には支援を求めるとしている。

また、このほか、生活関連等施設以外の道が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるとしている。ただし、公の施設においてその管理を指定管理者に行わせている場合は当該指定管理者が道又は道教育委員会の意見を聴いて、上記の措置を実施するとしている。

イ [村]

村は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、村は、必要に応じ寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、消防島牧支署その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、村は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）

(4) 立入制限区域の指定の要請

道は、安全確保のため必要があると認めるときは、道公安委員会又は第一管区海上保安本部等に対して立入制限区域の指定を要請するとしている。（※）

この場合、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請するとしている。また、道公安委員会は、道から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとされている。なお、道公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとされている。

※ 立入制限区域について

○ 範囲

道公安委員会又は第一管区海上保安本部等が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

○ 公示等

道公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、道の公報や新聞への掲載

テレビ・ラジオ等を通じた発表等により公示するとされている。

また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲期間等を明らかにするとされている。第一管区海上保安本部等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置をとることとされている。

○ 効果

警察官又は海上保安官による、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国の対策本部との緊密な連携

道は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合は、消防庁を通じて、国の対策本部に対して、必要な措置の実施を要請するとしている。このため、道は、道警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握するとしている。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合は、道知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずるとしている。この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達するとしている。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア [道]

道は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、以下の①から③の措置を講ずべきことを命ずるとしている。(※)

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 措置できる危険物質等の種類

- 消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第44条第1項の毒物及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）

イ〔村〕

村は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。（※）

なお、避難村民等の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

道は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備強化を求めるほか、(1)アの①から③の措置を講ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるとしており、村も同様に行う。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

道は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」（以下「道防災計画（原子力）」という。）等に定められた措置に準じた措置を講じるとしており、村は、これに加え「島牧村地域防災計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。また、NBC攻撃による災害への対処については国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処等

(1) 平素からの備え

ア 原子力事業所の安全確保のための平素からの備え

道は、原子力事業所の施設・設備が武力攻撃やそれに準ずる手段により損傷した場合、放射性物質や放射線の放出によって、周辺住民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることをかんがみ、当該事業所の安全確保のための平素からの備えについて、迅速かつ的確に対応が図られるよう、道警察、自衛隊等の関係機関等と十分に協議し対応するとしている。

イ 武力攻撃原子力災害への対処のための平素からの備え

道、市町村、原子力規制事務所、原子力事業者、自衛隊その他の関係機関等は、武力攻撃原子力災害の発生時には、的確かつ迅速な情報伝達を行い、一体となった国民保護措置を実施することが必要であるため、平素から情報交換を行うなど、武力攻撃原子力災害に備えた関係機関相互の連携を図るとしている。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

道は、原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずるとしている。この場合、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も合わせて講ずるとしている。

① 道防災計画（原子力）等に準じた措置の実施

道は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、道防災計画（原子力）等に定められた措置に準じた措置を講ずるとしている。

② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報、公示等

ア 道は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村及び指定地方公共機関に連絡するとしている。

イ 道は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合は、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その受信確認を行うとしている。

ウ 道は、国の対策本部が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合は、警報の通知に準じて関係機関に当該公示の内容を通知するとしている。

エ 道は、国の対策本部の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行うとしている。

③ モニタリングの実施

道によるモニタリングの実施については、状況に応じ、道防災計画（原子力）の定め例により行うとしている。

④ 住民の避難等の措置

ア 道は、国の対策本部による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合は、当該指示等の内容を踏まえ、予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km圏、以下「PAZ」という。）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するとしている。ただし、武力攻撃の状況によっては屋内退避を指示する。また、緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5～30km圏、以下「UPZ」という。）に相当する地域については、先ず屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ、必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するとしている。

UPZに相当する地域外（※島牧村も該当）についても、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、UPZに相当する地域と同様の措置を指示するとしている。

なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するとしている。

イ 道は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、道自らの判断により、緊急通報を発令し、避難の指示などの応急措置を講ずるとしている。

⑤ 武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化

道は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。以下「被ばく患者等」という。）が発生した場合は、道防災計画（原子力）の定め例により、適切な被ばく医療活動を行うことができる体制を整備するとしている。特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく患者等が発生する可能性もあることから、被ばく医療体制を強化するため、既存の被ばく患者等受入体制の活用を図るとともに、国又は近隣県の医療機関に対し被ばく患者等の受入れを要請する場合に備え、平素から関係機関と密接な連絡を行うとしている。

⑥ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、道庁等に設置される。

イ 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地

対策本部により主導的に運営されるほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行われる。また、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示が行われた後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地の連絡については、原則として、原子力施設等における応急対策に関する情報については、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイトセンター対応に関する情報については現地対策本部を通じてそれぞれ行われる。

ウ 道は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図るとしている。

エ 道は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等、必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急措置等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受けるとしている。

⑦ 国への措置命令の要請等

ア 道は、住民の生命、身体及び財産を保護するために武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請するとしている。

イ 道は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、原子力発電所の安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、原子力事業者に対して、治安確保のために必要な措置（施設の巡回、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請するとしている。

⑧ 原子力事業者への適切な措置の要請

ア 道は、武力攻撃原子力災害を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と協議の上、国を通じ、又は直接原子力事業者に対し、原子炉の一時停止等適切な措置を講ずることを要請するとしている。

イ 原子力事業者は、上記アの規定による要請を受けたときは、速やかにかつ適切に対処するよう努めるとともに、その結果を道、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村に報告するとしている。

⑨ 安定ヨウ素剤の配付

安定ヨウ素剤の予防服用については、道防災計画（原子力）の定め例により行うとしている。

⑩ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

道及び原子力事業者による、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、道防災計画（原子力）の定め例によるとしている。

⑪ 飲食物の摂取制限等

道は、必要に応じ、飲食物の摂取制限の措置等について、道防災計画（原子力）の定め例により行うとしている。

⑫ 武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成

道は、国民保護措置を円滑に実施するため必要と認めるときは、道対策本部に、原子力発電プラント、放射線、医療、気象、交通、食品流通その他関係分野に係る専門家で構成する武力攻撃原子力災害対策支援チームを編成するとしている。

⑬ 電力供給が復旧されるまでの道による情報提供等

道は、原子力発電所の運転の停止等により、電力の供給が停止し、又は制限される場合、電力の供給が復旧するまでの間、国及び原子力事業者と連携し、道民及び関係都府県への情報提供その他道民の生活の安定のため必要な措置を講ずるとしている。

⑭ 要員の安全の確保

道は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急措置を講ずる要員の安全の確保に配慮するとしている。

2 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に対処の現場における初動的な応急措置について、以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

ア 道は、NBC攻撃がおこなわれた場合、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として緊急通報を発令するとともに退避を指示するとしている。またNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うとしており、村も同様に行う。

イ 村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

ウ 道警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行うとされている。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

道は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づき所要の措置を講ずるとしており、村は道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

ア 道は、道対策本部において攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び道警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行うとしている。この場合、道は、道対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を各（総合）振興局保健環境部（保健所）及び道立衛生研究所を通じて医療機関等と共有するとしている。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災

者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努めるとしている。

イ 村は、NBC攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防島牧支署、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、自衛隊部隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は連絡員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の村職員（又は連絡員）から報告された最新の情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

ア 道は、NBC攻撃によるそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、以下の事項に留意して措置を講ずるとしている。この際、村は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、所要の措置を講ずる。

① 核(N)攻撃等の場合

[道]

道は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告するとしている。

また措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させるとしている。さらに、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要があるとしている。

[村]

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。

（防護服、線量計等を確保できた場合）措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させ、避難村民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、村民等に対して、避難退域時検査の場所、災害の概要避難に必要な情報提供に努める。

（安定ヨウ素剤の提供を受けた場合）必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、道防災計画（原子力）に準じて行うものとする。

② 生物剤(B)による攻撃の場合

[道]

道は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせるとしている。

道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、各（総合）振興局保健環境部（保健所）においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行うとしている。また、道立衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講ずるとしている。

[村]

村は、(防護服等を確保できた場合) 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市町村の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤(C)による攻撃の場合

道は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行うとしており、村も同様に行う。

イ 道は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるとしている。

(5) 道知事及び村長・道警察本部長の権限

ア 内閣総理大臣の要請を受けた道知事及び道知事の要請を受けた道警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる権限を行使するとしており、道知事の要請を受けた村長も同様に行う。

法第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限 ・給水の制限又は禁止
3号	ご遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	・廃棄

5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

イ 道知事、道警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対して、以下の表に掲げる事項を通知するとしている。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知するとしている。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に以下の表に掲げる事項を掲示するとしている。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うとしている。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又はご遺体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

上記のように村長も同様に行う。

ウ 道知事、道警察本部長は、前記の措置を講ずるため必要があるときは、その職員に他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができるとしている。その場合、通知することが困難であるときを除き、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知するとしている。他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示するとしている。

(6) 要員の安全の確保

村長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

道知事は、武力攻撃災害が発生した場合等において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めるとしており、村長も同様に行う。

【各実施者による武力攻撃災害への対処一覧】

	緊急通報の 発令	事前措置	退避の 指示	警戒区域 の設定	応急公用 負担
1 道知事	○	○	○	○	○
		市町村長に通知後			
2 村長	×	○	○	○	○
3 警察官	×	○ 警察署長	○	○	○
		道知事又は 村長の要請	道知事又は村長の要請 若しくは緊急の場合		
4 海上保安官	×	○ 海上保安部 長等	○	○	○
		道知事又は 村長の要請	道知事又は村長の要請 若しくは緊急の場合		
5 自衛官	×	×	○	○	○
			道知事、村長、警察官、海上保安 官が対処できない場合		

注1 緊急通報の発令については、第4章第1による。

注2 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち、国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の指揮官

1 事前措置

道は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができるようになっており、この場合、直ちに市町村にその旨を通知するとしている。

2 退避の指示

- (1) 退避の指示
ア [道]

道は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護するため、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示(※)を行うとしている。

イ [村]

村は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、村民等に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、連絡員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※「退避の指示」と「避難の指示」の違い

「退避の指示」

退避とは、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れる緊急避難であり、避難先を示さない場合もあり得る。市町村長が指示することが原則であるが、一定の条件の下で道知事、警察官海上保安官及び自衛官が指示することができる。

「避難の指示」

国の対策本部長の「避難措置の指示」を受けて道知事が行うものであり、避難先、避難の経路、避難の方法等を明示する。

イ 屋内退避の指示

道は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示するとしており、「屋内への退避」は、以下のような場合に行うとしていることから、村も同様に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

[道]

ア 道は、退避の指示の住民への伝達を速やかに使用可能な手段を使用して実施し、退避の必要がなくなったときは、住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとしている。

イ 道は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村、その他関係

機関に速やかに通知するとしている。

ウ 当該通知を受けた道警察は、交通規制など必要な措置を講ずるとされている。

エ 道は、避難の指示を行った場合は、国の対策本部による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部に連絡するとしている。

[村]

ア 村は、退避の指示を行ったときは、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車等により速やかに村民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について道知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 村は、道、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、村長若しくは道知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地区の住民に対し、退避の指示をすることができるかとされている。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

道は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うとしており、村も同様に行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

道は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行うとしている。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除した場合は使用可能な手段を使用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内の必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を講ずる。

(3) [道] による警戒区域設定に伴う措置

道は、警戒区域の設定に伴う措置について、以下により行うとしている。

ア 道は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

道が当該措置を講じたときは、直ちに市町村に通知する。

イ 当該通知を受けた道警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

ウ 道は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部による住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。

(4) [村] による警戒区域設定に伴う措置

村は、警戒区域の設定に伴う措置について、以下により行う。

ア 村は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、自衛隊部隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 村は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、IP告知システム・島牧村スマホアプリ「うしお通信」、広報車等を活用し、村民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に村職員等を配置し、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、消防島牧支署等と連携して、車両及び村民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 村長は、道知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(5) 警察官による警戒区域の設定等

ア 警察官は、村長若しくは道知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域の設定を行うとされている。

イ 道は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請するとしている。

4 応急公用負担等

(1) 事前措置

村は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 措置

道は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずるとしており、村も同様に講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物(※1)の一時使用し、又は土石、竹木その他の物件(※2)を使用し、若しくは収用

※1 ここでいう工作物とは、人為的に土地に接着して設置したものをいい、建物、井戸、橋、堤防、トンネル、電柱等をいう。

※2 その他の物件とは、土地及び工作物以外のあらゆる物を指す。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去
その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(3) 損失の補償

道知事は、(2)アの職権を行使した場合は、別に定めるところにより、通常生ずべき損失を補償するとしている。

5 消防に関する措置等

(1) 消防、警察との連携

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火、救急、救助等の活動を行うことができるよう、道は、消防機関と緊密な連携を図るとしている。

イ 道警察による被災者の救助等

道警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行うとされている。大規模な被害の場合、道公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施するとされている。

(2) 消防に関して〔道〕が行う措置

ア 道は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村もしくは消防庁又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができるとしている。この場合、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとしている。

【具体的な例】

① 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

② 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

イ 道は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図る

ほか、市町村若しくは消防機関又は水防管理者に対して指示を行うとしている。

【具体的な例】

- ① 国が、武力攻撃災害に関する情報を、道より先に入手し、道知事が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて、市町村長等に指示する場合
- ② 特殊な武力攻撃災害であり、道が消防庁から、国の専門的な知見に基づく指示を受けて、市町村等に指示する場合

ウ 道による消防庁に対する消防の応援等の要請

道は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁に消防の応援等の要請を行うとしている。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合
エ 消防庁から被災都府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の道の対応
道は、道の区域が被災していない場合において、前記イ項の要請を受けた消防庁から被災都府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村等に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示するとしている。

(3) 消防に関して〔村〕が行う措置

ア 村は、消防島牧支署等による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、寿都警察（道警察）等と連携し効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防島牧支署等は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から村民等を保護するため、消防吏員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防島牧支署等は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、島牧消防団は、消防島牧支署の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 村は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、道又は他の市町村に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 村は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、道を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 村は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に

行なわれるよう、道と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 村は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、道との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 村は、消防島牧支署等とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

(ア) 村は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、寿都警察（道警察）等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(イ) その際、村は、必要により現地に連絡員を派遣し、消防島牧支署、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部、自衛隊部隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(ウ) 村が被災地以外の場合において、道知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

(エ) 島牧消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防島牧支署等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(オ) 村長（水防管理者）、消防島牧支署長は、特に現場で活動する消防吏員・消防団員（水防団員）等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第8章 被災情報の収集及び報告

道は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部に報告することとされており、村は、被災情報を収集するとともに、道に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 道、道警察等は、使用可能な通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集するとしていることから、村も同様に収集する。
- (2) 村は、情報収集に当たっては消防島牧支署、寿都警察（道警察）、小樽海上保安部等との連絡を密にする。特に消防島牧支署等は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 道は消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、被災情報を報告するとされており、村は道に対して同様に報告する。
- (4) 道は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告するとしている。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、道が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告するとしている。
村も、道に対して同様に報告する。
- (5) 道警察は、収集した情報を道の対策本部に連絡するとともに警察庁に連絡するとされている。

2 指定地方公共機関が収集した被災情報

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を道に報告するものとされている。

なお、この場合、指定地方公共機関である放送事業者が道に報告する被災情報は、その管理する施設及び設備に関するものであり、報道機関として行う取材・報道活動によって得られた情報は含まれないとされている。

第9章 保健衛生の確保 その他の措置

避難所、避難先地域等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定められている。

1 保健衛生の確保

道及び村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、防災計画等に準じて、以下に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 道は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣して健康相談、指導等を実施するとしている。

イ 村は、道と連携して健康相談窓口等を設置するなど、避難先地域の衛生状況の保全、避難村民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。この際、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

道は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずるとしていることから、村も同様に措置を講ずる。

(3) 食品等衛生確保対策

道は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体等と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずるとしていることから、村も同様に措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携して、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、村民等に対して情報提供を実施する。

イ 村は、防災計画等の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

道は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して、栄養管理、栄養相談及び指導を行うとしており、村は道と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受け

ていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合、道は、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行うとしている。

イ 道は、上記アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導することから、村も同様に指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 道は、道防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備するとともに、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行い、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行うとしている。

イ 村は、村防災計画等の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。また、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

- (1) 道教育委員会は、道の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行った場合、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知するとされている。
- (2) また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、道教育委員会等に対し文化庁に対する支援の求めがあった場合は、速やかにその旨を文化庁に連絡するとされている。

第10章 国民生活の安定に関する措置

道は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定めており、村も同様に定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 道は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、以下に掲げる措置を行うとしている。

村は、これら措置の実施に協力する。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ必要な情報共有に努めるとともに、住民への情報提供や相談窓口を設置

- (2) 道は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施するとしている。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

道知事は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合、道の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び道の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律121号）に係る措置

道知事は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、道の区域内

のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び道の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、以下の措置を講ずるとしている。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示、及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ 上記ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業者への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令（昭和21年法律第118号）に係る措置

道知事は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、以下の措置を講ずるとしている。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書） また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民の生活安定等

(1) 被災児童・生徒に対する教育

村教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童・生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難村民が被災地に復帰する際に必要な学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

道は、避難住民の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、道税及び村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに道税及び村税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するとしており、村も同様に実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

道は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めるとしており、村も同様に努める。

- (4) 道は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活を再建するに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施するとしており、村も同様に実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 道による生活基盤等の確保

ア 工業用水道事業者である道は、工業用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるとしている。

イ 河川管理施設、道路及び空港の管理者である道は、河川管理施設、道路及び空港を適切に管理するとしている。

(2) 村による生活基盤等の確保

ア 水道事業者及び水道用水供給事業者である村は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 村道等の管理者である村は、村道等を適切に管理する。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるとされている。

イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるとされている。

ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずるとされている。

第11章 交通規制

道警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定めている。

1 交通状況の把握

道警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとされている。

2 交通規制の実施

道警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるとされている。緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うとされている。なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行うとされている。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急措置の状況に応じて道又は道公安委員会が確認を行うとされている。

4 交通規制等の周知徹底

道警察及び道路管理者である道は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るとされている。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

道警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用するとされている。

(2) 放置車両の撤去等

道警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとされている。

(3) 運転者に対する措置命令

道警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うとされている。

(4) 障害物の除去

道警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力して状況に応じた必要な措置をとるとされている。

6 関係機関等との連携

道警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保するとされている。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

道は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について以下のとおり定めるとしており、村も特殊標章等を交付及び管理することとなるため、同様に定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章
(白地に赤十字、赤新月)

イ 信号

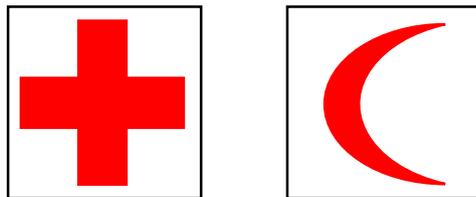
第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

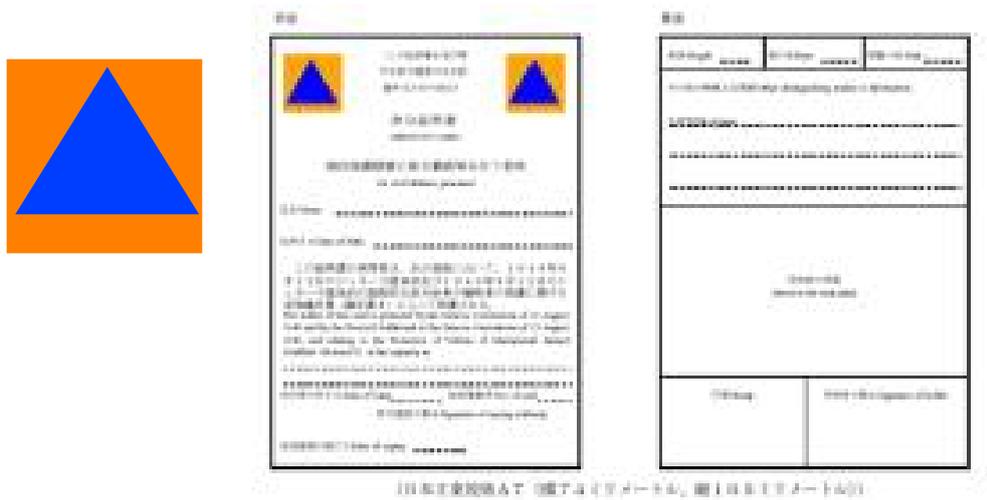
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護のために使用される場所等



(3) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 道は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させるとしている。

(ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者（(ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

イ 道は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可するとしている。

(ア) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(4) 特殊標章等の交付及び管理

ア 道、道警察等は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し特殊標章等を交付及び使用させるとしている。

また、市町村長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）

(ア) 道・市町村

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う道・市町村の職員
- ・ 道又は村の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 道又は市町村が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 道警察

- ・国民保護措置に係る職務を行う道警察の職員
- ・道警察の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- ・道警察が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(ウ) 消防機関

- ・消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 道は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可するとしている。

(5) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

道は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるとしており、村も同様に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

道は、武力攻撃災害により自らが管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定めており、村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 応急の復旧の概要

- (1) 道は、武力攻撃災害により自らが維持管理している施設及び設備が被災したときは一時的な修繕や補修など被災した施設及び設備の機能を暫定的に回復するために必要な措置を講じるとしている。
また、道は、自ら応急の復旧を行うことができない場合には、国に対して、的確かつ迅速に応急の復旧の措置を講ずるための支援を求めるとしている。
- (2) 市町村及び指定地方公共機関から支援の求めを受けた道は、可能な限り、人員・資機材の提供、技術的助言など応急の復旧に必要な支援を行うよう努めるとしている。
- (3) 指定地方公共機関は、武力攻撃災害により、維持管理している施設及び設備が被災したときは、一時的な修繕や補修など被災した施設及び設備の機能を暫定的に回復するために必要な措置を講ずるとされている。

2 応急の復旧の基本的な考え方

- (1) 応急の復旧の実施体制等の整備
道は、管理する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ即応できる体制及び資機材を整備するよう努めるとしており、村も同様に努める。
- (2) 施設及び設備の緊急点検等
道は、管理する施設及び設備の周辺地域が安全であることを確認した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに施設等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うとしており、村も同様に行う。
- (3) 通信機器の応急の復旧
道は、武力攻撃災害の発生により、北海道総合行政情報ネットワーク等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずるとしており、村も講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(4) 国等に対する支援要請

ア 道は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、自らの要員・資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合は、必要に応じ、国に対して人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求めるとしている。

イ 村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

3 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 道等が管理するライフライン施設の応急の復旧

ア 道は、緊急点検の結果により、自らが管理するライフライン施設及び設備に被害が生じている場合、安全の確保に配慮した上で、応急の復旧のための必要な措置を講ずるとしている。

イ 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

道は、水道、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧の支援について要請があった場合は、ライフライン施設ごとの被害状況等詳細な内容を把握した上で、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言等その他必要な措置を可能な限り講ずるよう努めるとしている。

4 輸送路の確保

(1) 輸送路の優先的な確保のための道による総合調整

道は、その区域内において武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じて総合調整を行うとしている。

(2) 道等が管理する輸送施設の応急の復旧

ア 道の管理する道路、漁港、空港施設等輸送関連施設が武力攻撃災害により損壊し、避難住民の緊急輸送等に支障を来すおそれがある場合には、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずるとしている。

イ 村の管理する道路等についても、同様に行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

道は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定めており、村も同様に定める。

1 被災状況の調査

道は、武力攻撃事態が終息した後、可能な限り速やかに被災地の被害状況を調査し、実態を把握するとしている。特に、被災住民の生活に直接影響のある道・村等が管理する生活関連等施設の被害状況を最優先に調査し、調査時点で対応可能な措置があれば実施するとしており、村も同様に実施する。

2 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討するとされている。

道は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施するとしており、村は道と連携して実施する。

3 災害復旧計画の策定及び災害復旧の実施

道は、武力攻撃災害により被害を受けた自らが管理する施設及び設備を復旧するため、被害状況を十分調査した上で、関係機関との調整を行い、国の示す方針に従って、円滑かつ迅速に復旧作業を行えるよう災害復旧計画を策定し、当該計画に従い、速やかに復旧作業を実施するとしており、村も同様に実施する。災害復旧計画の策定に際しては、被災地の被害状況、地域の特性等に留意する。

4 武力攻撃災害の復旧に係る財源確保

道は、武力攻撃災害の復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう早期に国に財政支援を求めるなど、財源確保に努めるとしている。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

道が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めており、村も同様に定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

道は、国民保護措置の実施に要した費用で道・村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うとしており、村も同様に請求する。

(2) 関係書類の保管

道は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管するとしており、村も同様に保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

道は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行うとしており、村も同様に補填する。

(2) 実費弁償

道は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償している。

(3) 損害補償

道は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行うとしており、村も同様にを行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(1) 道は、国民保護措置の実施に関し、道対策本部が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部の総合調整又は指示の結果、道又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行うとしている。

(2) 村は、(1)の場合、道に対して損失の請求を行う。ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態の事態想定

村計画においては、国の基本方針に基づき、緊急対処事態として、第1編第6章2に掲げる事態例を対象として想定する。

2 緊急対処事態への対処

- (1) 国民保護法では、緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関して、第172条から第182条で責務や役割など基本的事項について、武力攻撃事態等の場合と同趣旨の規定を置くとともに、第183条で武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定を準用している。
- (2) 緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、道は、(3)の事項及び3項「緊急対処事態における警報の通知及び伝達」を除き、緊急対処事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて行うとしており、村も同様に行う。
- (3) 緊急対処事態への対処から除かれる事項
 - ア 国の対策本部の総合調整に関する事項（第3編第2章2(6)）
 - イ 内閣総理大臣の是正の指示に関する事項（第3編第4章〔道〕関連）
 - ウ 生活関連物資等の価格安定などに関する事項（第3編第10章1）
 - エ 赤十字標章などの交付及び管理に関する事項（第3編第12章）

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

- (1) 緊急対処事態においては、国の対策本部により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、道は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行うとしており、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- (2) 緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記(1)によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

島牧村国民保護計画

令和8年(2026年)2月

島 牧 村

